

教育委員会定例会日程

平成23年3月24日

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議 事

日程第1

請願第1号

平成24年度使用中学校教科用図書採択検討委員会設置に関する請願

(教育指導課)

5 報告事項

- (1) 市議会3月定例会の概要について (資料1 学校教育部 生涯学習部)
- (2) 東北地方太平洋沖地震の対応について (資料2 学校教育部 生涯学習部)
- (3) 平成22年度学校支援地域本部事業について (資料3 教育指導課)
- (4) 雑誌スポンサー制度の実施について (資料4 図書館)
- (5) 片浦小学校に関する要望書について (資料5 教育総務課)

6 議 事

日程第2

議案第5号

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(教育総務課)

日程第3

議案第6号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第4

議案第7号

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

日程第 5

議案第 8 号

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

日程第 6

議案第 9 号

小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

日程第 7

議案第 10 号

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

日程第 8

議案第 11 号

小田原市立学校組織規則等の一部を改正する規則 (学校教育課)

日程第 9

議案第 12 号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (学校教育課)

日程第 10

議案第 13 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (教育指導課)

日程第 11

議案第 14 号

小田原市総合文化体育館条例施行規則等を廃止する規則 (スポーツ課)

日程第 12

議案第 15 号

校長及び教頭の人事異動の内申について (学校教育課) 【非公開】

日程第 13

議案第 16 号

教育委員会職員の人事異動について (教育総務課) 【非公開】

7 閉 会

平成23年3月24日

請願第1号

平成24年度使用中学校教科用図書採択検討委員会設置に関する請願

小田原市教育委員会
委員長 和田重宏様



平成23年3月11日
小田原市中村原303
小田原の教育を考える会
代表 加藤哲男

平成24年度使用中学校教科用図書採択検討委員会設置に関する請願

請願の趣旨

本年、新しい学習指導要領に基づく検定を経た中学校教科用図書が、平成24年度からの使用に供されるために教育委員会において採択されることになっております。

本年の教科用図書採択にあたっては、平成23年度使用教科用図書採択の際に小田原市教育委員会が定めた、「教科用図書採択基本方針」（以下、採択方針という）を準用して採択手続きが行われるものと思量いたします。

その採択方針に定められた「教科用図書採択基準」（以下、採択基準という）としてその（2）には、採択権限を有する者の責任において、公明適正を期し、採択することが定められております。

しかるに、同時に小田原市教育委員会が定めた「小田原市教科用図書採択検討委員会 設置要綱」（以下、設置要綱という）では、その採択検討委員会に教育委員2名を委員として参画させております。

採択基準に言うところの採択権限を有する者が5名の教育委員であることは明白な事実でありながら、採択検討委員会なるものを設置して「採択のための検討」を行わせるというのは採択基準と相反するものと考えます。

そこで、請願者は本年実施される平成24年度使用中学校教科用図書採択においては、下記の理由により採択検討委員会への教育委員の参画は行わないよう求めるものであります。

1 採択検討委員会は教育委員への諮問機関ではないこと

採択検討委員会は、教科用図書の採択をする際に参考とすべき選定資料を作成し教育委員に報告する諮問機関であって、その諮問機関に教育委員自身が参画してしまうと、少なくとも参画した2名の教育委員はその選定資料を尊重した採択判断を行うこととなります。

採択権者である教育委員と教職員や保護者などの一般の委員が、対等の立場で採択検討委員として教科用図書を検討することで、教育委員の権限を相対的に弱くすることになるからです。

そもそも諮問者である教育委員が答申者である採択検討委員になる事自体が矛盾しています。

上記で述べさせていただいているように、少なくとも採択検討委員になった2名

の教育委員は、採択検討委員会の作成した選定資料を追認するほかなく、他の3名の教育委員もさらに追隨せざるをえず、教育委員の採択権限の形骸化につながるようになります。

2 教育委員の採択権限はそれぞれに独立して均等であるべきこと

教育委員の採択権限はそれぞれに独立して均等であるべきところ、2名の教育委員が採択検討委員会に参画することによって、他の3名の教育委員に先行して「絞り込み」に繋がる認識を抱いてしまう恐れがあります。

現在は廃止されているようですが、平成17年に実施された採択手続時には、市内全中学校の社会科担当教職員に「望ましい教科書とは」というアンケートを行って、現職教職員の意見を反映した採択検討を行っておりました。

採択検討委員会には設置要綱で定めるところ、校長会(2名)、教育研究会(2名)、教員(2名)の計6名の教職関係者が参画し、採択検討委員会の半数近くが教職に関わっている者で占めるという委員会構成になっております。

さらに採択検討委員会が指定する調査員は、小田原市立中学校の各教科担当教職員から選任されることとなり、実態としてアンケートを実施していなくとも現職教職員を含む教職関係者の意見を反映することを容易にしております。

そのような採択検討委員会に2名とはいえ教育委員が参画すれば、他の3名の教育委員に比べ教職関係者の意見に影響された意思決定を、他の3名の教育委員に先行して行うことが懸念されます。

最適な教科用図書を採択するという事は、教職員に都合のよいものを採択することとは違います。教職員にとって都合のよいものが優先されれば、使い慣れたものが継続使用されがちで、教育委員による教科用図書の採択を行う必要など無くなってしまいます。

そこで、教科用図書の採択にあたっては、全ての教育委員に同時並列に均一な選定資料が提供される環境を保障することが必要です。採択検討委員会に参画してしまう2名の教育委員は、選定資料以外に教職関係者の意見を聴取することで、他の委員より、いち早く「絞り込み」に繋がる意思決定を行いうることになります。

採択検討委員会での「絞り込み」は行わないと言うものの、現職教職員の意見に接する機会を得る2名の教育委員とそうでない3名の教育委員とでは、最終的な「絞り込み」においての意思決定に差異が生じて当然であるはずですが、差異が生じないようならば、わざわざ2名の教育委員をして採択検討委員会に列席させる必要など無いはずですが。

教育委員は、神奈川県教育委員会や小田原市教育委員会(教科用図書採択検討委員会)が作成した選定資料と実物の教科用図書を基に、他の意見に煩わされることなく、各位の判断で最適な教科用図書を採択されるべきです。

請願項目

平成24年度使用中学校教科用図書採択にあたって設置されることが予定される教科用図書採択検討委員会に、教育委員を参画させないことを求めます。

平成23年3月市議会定例会の概要について

第1日目	2月16日	水	本会議	補正予算上程、提案説明、細部説明、(休憩)、質疑、 常任委員会付託 請願・陳情常任委員会付託 新年度予算上程、施政方針演説、提案説明
第2日目	2月17日	木	(休会)	(代表質問通告締切)
第3日目	2月18日	金		(18日=建設経済常任委員会)
第4日目	2月19日	(土)		
第5日目	2月20日	(日)		
第6日目	2月21日	月		(21日=厚生文教常任委員会)
第7日目	2月22日	火		(22日=総務常任委員会)
第8日目	2月23日	水		(23日=委員長報告書検討日)
第9日目	2月24日	木	本会議	各常任委員長審査結果報告、採決 請願・陳情審査結果報告、採決
第10日目	2月25日	金	(休会)	
第11日目	2月26日	(土)		
第12日目	2月27日	(日)		
第13日目	2月28日	月		
第14日目	3月1日	火	本会議	各派代表質問
第15日目	3月2日	水	本会議	各派代表質問
第16日目	3月3日	木	本会議	各派代表質問、予算特別委員会付託
第17日目	3月4日	金	(休会)	予算特別委員会開催(4日~23日) 予特(議会費、総務費、特別会計)
第18日目	3月5日	(土)		
第19日目	3月6日	(日)		
第20日目	3月7日	月		予特(総務費、民生費)
第21日目	3月8日	火		予特(衛生費、特別会計、企業会計)
第22日目	3月9日	水		(9日=中学校卒業式)
第23日目	3月10日	木		予特(労働費、農林水産業費、商工費、特別会計)
第24日目	3月11日	金		予特(土木費、消防費、特別会計、企業会計)
第25日目	3月12日	(土)		
第26日目	3月13日	(日)		
第27日目	3月14日	月		予特(教育費)
第28日目	3月15日	火		予特(現地視察)
第29日目	3月16日	水		
第30日目	3月17日	木		予特(総括質疑・採決・とりまとめ)
第31日目	3月18日	金		(18日=幼稚園卒園式)
第32日目	3月19日	(土)		
第33日目	3月20日	(日)		
第34日目	3月21日	(月)	(21日=春分の日)	
第35日目	3月22日	火		
第36日目	3月23日	水	予特(委員長報告書検討日) (23日=小学校卒業式)	
第37日目	3月24日	木	本会議	予算特別委員長審査結果報告、採決

厚生文教常任委員会（教育委員会関係）

平成23年2月21日開催

1 議 題

議案第 2 号 平成22年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）

平成23年2月2日開催

2 所管事務調査

（1）報告事項

- ・御用米曲輪整備計画（実施設計）の進捗状況について

1 議 題

陳情第 104 号 小田原城址の史跡と緑の共生を求める陳情書〔不採択〕

2 所管事務調査

（1）報告事項

- ・酒匂川スポーツ広場の災害復旧工事について
- ・全国学力・学習状況調査について
- ・学校2学期制検討委員会の経過について

小田原城址の史跡と緑の共生を求める陳情書

小田原市教育委員会は本年5月末、「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」を策定し、発表しました。

市の「植栽管理計画」は「城跡の歴史的景観と遺構の保全を図るための植栽管理の計画」であり、市民の憩いの場であり、且つ中心市街地に貴重な緑を供給、提供している都市公園の側面が脇におかれ、軽視されていると考えます。また、文化庁が平成17年に公表した「史跡の整備保存と活用」の指導基準にもそぐわないと思います。

市の「植栽管理計画」の「短期実施計画」では「8箇所のビューポイントを設定し、ここから天守閣や常盤木門の視界を遮っている樹木の伐採等については、史跡整備を待たずに早急に行う必要があるため短期実施計画として位置付け、概ね5年間の計画で樹木の整理を実施する」と述べ、この計画にともなって発表された植栽図の番号NO1～NO58の箇所の内、30箇所でマツ90本 クスノキ109本 スギ7本 エノキ6本 シラカシ4本 ムクノキ3本 スダジイ2本 タブノキ イチョウ サワラ各1本 その他30本 合計254本以上が天守閣等の視界を遮っているとの理由で「伐採並びに相当の枝下し」になると述べられています。

NO14 天守閣西側法面の4本、NO15 二宮神社北側法面の14本は「伐採並びに相当の枝下し」をすると「植栽管理計画」は述べていますが、今年3月すべて根元から「伐採」されています。又、NO43 北村透谷石碑周辺のマツ等4本も「伐採並びに相当の枝下し」と記されていますが、これも4本すべて市民の抗議をよそに「伐採」されました。

小田原城址は、神奈川県風致地区条例により第一種風致地区に指定されており、伐採許可は、倒木の恐れ、史跡の整備等の場合に限られており、天守閣の視界を遮っているという理由だけでは伐採は許されないはずですが、NO14 NO15は許可申請などの「所要の手続き」もせず「伐採」しており、これは公金の不当支出、監査請求に対象になりうると考えられます。

NO35 NO42 NO45 NO46 のマツ36本 タイサンボク1本 ヤマモモ1本は「将来史跡整備を行う際には整理の対象とする」と述べ、いずれは「伐採」する予定です。

NO16 NO17 NO18 NO19 NO32 NO33 NO34 NO36 NO41 NO44 NO50 NO51 NO56の箇所は「整枝を定期的に行い、現在の高さを維持する」としていますが、すべて「当面は」との言葉がついており、将来「伐採」する余地を残しています。

保護・保存する樹木は江戸末期に存在が確認されたとするマツ、イヌマキ、ビャクシン等6本に

過ぎません。

このように市の「植栽管理計画」は「伐採管理計画」と呼ぶべき内容です。

「植栽管理計画」にたいする市民からの批判が予想以上に厳しくなると、市は「今後、専門家等で構成する植栽に係る委員会を設置し、一本一本の樹木について具体的な検証・検討しながら、順次、計画を策定することにしていきます」

「対象となっている約260本の樹木を、すべて伐採するものではありません。ほとんどの樹木は「枝下し」になると想定しています」と9月の市民説明会の説明資料で述べ、12月の市の広報誌では「史跡と緑の共生を目指します」「植栽専門部会を設置し」「市民説明会や現地見学会を開催し、市民の意見や提案を集約して、可能な限り反映させます」と述べています。

私たちは、市が新しく打ち出した「史跡と緑の共生を目指す」「市民の意見や提案を可能な限り反映させます」という運用指針を評価し、「植栽管理計画」の白紙撤回を求める陳情書を小田原城址の史跡と緑の共生を求める陳情書にさしかえ、「計画」の白紙撤回をもとめる署名活動も一時中断することにして、以下の項目の実行を求めます。

【陳情項目】

- 1 「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」運用指針に示された「史跡と緑の共生を目指す」という「理念」を担保する小田原市長と、同教育長による確認文書を作成、公表すること
- 2 史跡整備や植栽、伐採にあたっては、市民に計画の全容を示し、市民の賛同を得ること

以上

平成22年12月9日

小田原市議会議長

今村 洋一 様

小田原市久野 3487-6

小田原城址の緑を守る会

代表 鈴木 志眞夫

平成23年小田原市議会3月定例会

代表質問（3月1日～3日）

質問順 1 日本共産党 27番 田中利恵子

- 3 福祉・暮らし・教育を守る施策について
 - (10) 30人学級の実現について
 - (11) いじめ・不登校対策の充実について
 - (12) 放課後児童クラブの充実について
 - (13) 校舎の改修と建設について
 - (14) 戦争賛美の歴史教科書は採択しないことについて
- 5 緑と環境を守ることにについて
 - (2) 城址公園の植栽管理を市民合意で進めることにについて

質問順 2 新生クラブ 14番 俵 鋼太郎

- 4 子育て・教育について
 - (2) 教育現場の現状について
- 6 歴史・文化について
 - (2) (仮称) おだわら生涯学習大学の具体的構想について

質問順 3 緑の風 6番 安野裕子

- 3 いのちを大切にす小田原
 - (3) 学校教育について
- 4 希望と活力あふれる小田原
 - (2) 歴史資産の整備・活用と文化振興について

質問順 5 グループ創和 7番 大村 学

- 1 平成23年度施政方針について
 - (3) 子育て・教育について
 - ア 放課後児童クラブの今後について
- 2 平成23年度当初予算について
 - (1) 御幸の浜プールについて

質問順 6 公明党 10番 小松久信

- 3 環境問題について
 - (7) アニマルセラピー等について
- 4 教育問題について
 - (1) 言語の通級による指導等について
 - (2) 学校施設等の整備、管理等について
 - (3) いじめ対策等について
 - (4) 学校トイレについて
 - (5) 放課後児童クラブについて
- 5 その他懸案事項等について
 - (4) 城址公園の植栽管理等について

質問順 7 至誠 13番 加藤仁司

- 1 平成23年度施政方針並びに予算案における市政運営に当たっての基本方針について
 - (2) 組織・機構の変更に伴う職員配置等について
- 2 平成23年度重点方針について
 - (2) 小田原の良さを生かした教育について
- 3 分野別基本方針の「いのちを大切にす小田原」について
 - (3) 「子育て・教育」における二学期制、小学校英語教育、体験学習施策等について
- 4 分野別基本方針の「希望と活力あふれる小田原」について
 - (2) 「歴史・文化」における史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想等について

※ 代表質問（学校教育部）

議員	No	答弁	質問要旨	答弁要旨
田中	1	教育長	<p>30人学級の実現に向けて、まずは小学校3年生までの35人学級を実現させてはどうか、見解を伺う。</p>	<p>本市では、現在、小学校1年生・2年生において、市の少人数指導スタッフを配置しながら、35人学級を実施している。一方、平成23年度からは、国や県で、小学校1年生において一律少人数学級編制を実施する予定となっているが、実際には、少人数学級実施のための県からの新たな職員の増は見込まれないようであり、これまでと同様、市の少人数スタッフを配置せざるを得ない状況は変わらない。したがって、平成23年度の小学校3年生までの少人数学級を実施するためには、市としてさらに新たな少人数指導スタッフの人件費を確保しなければならず、難しい状況であると考えます。しかしながら、今までの低学年の35人学級の実施から、少人数学級が、学習面や生活面において、児童一人ひとりに目が行き届き、きめ細やかな指導が可能となるといったメリットは教育委員会としても理解しており、今後も、国や県の動向を注視しながら、本市における少人数学級編制のより良いあり方を検討してまいりたいと考えています。</p>
田中	2	教育長	<p>幼稚園や保育園と学校とが連携をして、不登校を生まないようなシステムを作るべきと考えるが、見解を伺う。</p>	<p>本市では、平成19年度より、学びや育ちの連続性という視点から、幼・小・中の教職員が一体となって、一人ひとりの子どもの成長を担うための「幼・小・中一体教育検討委員会」を立ち上げ、一体教育を推進している。その中で、中学校区における連絡会や情報交換会等が位置付けられ、不登校対策の課題についても検討を行っている。さらに、平成22年度においては、市立保育所も加えた幼保・小・中一体教育の取り組みを進めているところである。今後とも不登校が少なくなるように、引き続き、幼保・小・中一体教育を進めるとともに、子育て支援課や児童相談所等の関係機関との連携を図って取り組んでまいりたい。</p>
田中	3	教育長	<p>訪問相談員や校内支援室指導員など、必要な人員を増員すべきと考えるが、見解を伺う。</p>	<p>本市では、現在、中学校4校に、学校の支援体制の下に家庭訪問等を行う「不登校生徒訪問相談員」を派遣している。また、「学校に行くことはできるが、教室に入ることができない児童・生徒」のために、全小・中学校に校内支援室を設置し、中学校には、様々な支援員等を派遣している。さらに、平成22年度より、校内支援室の効果的な運営を研究するために、中学校2校に指導員を派遣し、複数の職員で対応している。また、小学校5校に児童が悩み等を相談できるように「ハートカウンセラー」の派遣や各中学校区にスクールカウンセラーを1名配置するなどの取り組みも行っている。ご指摘のとおり、不登校対策には、様々な人が関わる大切であると考えており、今後も引き続き、不登校生徒訪問相談員や校内支援室指導員等の人的配置を心がけていきたい。</p>

田中	4	市長	子どもたちのために校舎等の改修・建設を進めるべきと考えるがいかがか。	学校施設については、子どもたちの安全確保を優先に、外壁改修や防水工事等、必要な整備を行っている。また、校舎リニューアル事業や、大規模なトイレ改修等の教育環境の整備も併せて行っている。平成23年度当初予算では、教室の床等の改修のほか、小・中学校の普通教室への扇風機設置や幼稚園の遊戯室への空調設備の設置を行う予定である。大変厳しい財政状況の中ではあるが、学校の意見を聞き、優先順位を付け、国庫補助の活用も図りながら、学校施設の整備を進めてまいりたい。
田中	5	教育長	子どもによい教科書を採択することに対する、教育委員会としての見解を伺う。	文部科学省の検定済み教科書は、改正教育基本法や新学習指導要領にのっとって作成されているものであり、教育委員会としては、それを前提に、学校や地域等の特性を考慮して、児童・生徒にとってより望ましい教科書を、公正で公平な手続きにより採択していく所存である。
田中	6	教育長	平成21年度及び平成23年度実施の中学校教科書採択に関する請願が教育委員会に提出されているか、また、その内容はどのようなものか伺う。	平成21年度に行われた中学校教科用図書の採択に関する請願については、3件の提出があった。主な内容は、「教育基本法及び学習指導要領の改正の趣旨に照らして、最もふさわしい教科書の採択を求める」というものであった。また、平成23年度に行われる中学校教科用図書の採択に関する請願は、現在のところ提出されていない。
俵	7	教育長	本市のいじめの対策について、どのように考えるか、伺う。	いじめを減少させるためには、子ども一人ひとりに、人を思いやる温かい心や、仲間を大切にする広い心を育むことが重要である。そのためには、仲間とともに活動を生み出したり、創り上げたりする活動を多く取り入れるなど、協働や協調の喜びを体感させ、人と関わる力を身に付けさせていくことが大切であると考えている。各学校では、いじめの早期発見と未然防止のために、日常的に子どもの変化を見逃さない、いじめは絶対に許さないという意識を持ち、教職員が一体となって、保護者や地域と連携して指導にあたっている。教育委員会としては、各学校に対して、いじめは、「しない、させない、許さない」を、キーワードとして早期発見、未然防止に努めるよう指導しており、児童・生徒には様々な機会をとらえ、啓発するとともに、教職員が、いかなるいじめも見逃すことのないよう指導している。

俵	8	<p>本市の不登校児童生徒の実態把握の方法とそこから見える現状について、伺う。</p>	<p>教育委員会では、平成20年度より不登校対策強化事業として、児童・生徒の欠席の状況を把握するために、毎月の調査を行い、各小・中学校に「不登校に関わる要因による欠席児童生徒の状況報告書」と「学校別氏名一覧」の提出を求めている。この調査は、欠席の理由が病気によるものであっても、また、たとえ1日だけの欠席であっても、不登校につながる可能性がある場合は、その児童生徒の欠席日数と状況を報告するというものである。平成23年1月末の報告者数は、343名であり、前年同期の報告者数401名に比べ、58名減少している。また、平成23年1月末の30日以上欠席児童・生徒数は、252名であり、前年同期の262名に比べ、減少傾向にある。各学校においては、教職員が不登校児童生徒に対して、より丁寧に関わり、支援を行っており、その成果が少しずつ表れていると考えている。</p>
安野	9	<p>学校支援地域本部事業の始まりや趣旨、役割について伺う。また、スクールボランティア事業との関連について伺う。</p>	<p>改正教育基本法には、子どもを取り巻く環境が大きく変化する社会の中で、これからの教育に不可欠なものとして、「学校、家庭、地域の連携協力」が新たに盛り込まれた。これを具体化する方策の柱として、平成20年度に文部科学省が学校支援地域本部事業を開始し、本市でも、その委託を受け、今年度までの3年間、白山・城南・鴨宮・酒匂の4中学校区14校がモデル校として取り組んできた。また、本市ではそれ以前の平成18年度より、スクールボランティアパワーアップ事業を実施し、全小・中学校に、学校支援のボランティア活動が定着している。そこで、平成23年度より、教育委員会内に学校の応援団となる「小田原市学校支援地域本部」を設置するとともに、その部会を全中学校区に設置し、学校を支援する教育活動を推進することとしている。また、地域一体教育の要となっているスクールボランティアの活動もこの中に取り込み、中学校区を単位に組織的に発展させ、市全体で効果的な学校支援を行うことを目指していきたい。</p>
安野	10	<p>「幼保・小・中一体教育」の具体的な活動について伺う。</p>	<p>本市では、学びや育ちの連続性という視点から、幼・小・中の教職員が一体となって、一人ひとりの子どもの成長を担うため、平成19年度に「幼・小・中一体教育検討委員会」を立ち上げた。平成20年度には、今後の方向性や取り組みのモデルを示すリーフレットを作成し、幼・小・中一体教育の推進を図った。具体的な活動としては、中学校区ごとに全教職員が参加する「幼小中一体教育研究会」を組織し、それぞれの教育活動の理解を深めるための、授業公開や合同研究会などを実施している。また、合同行事の開催やPTA活動の交流、スクールボランティアの交流なども行われている。今年度は、保育所も視野に入れ、小1プロブレムの解消などに向け、幼稚園や保育所と小学校との連携を図っている。教育委員会としては、就学前の子どもたちが、小学校の生活に滑らかに適応できるようにするための保育や指導の要点をまとめたリーフレットを作成し、配布する予定である。</p>

安野	11	教育長	<p>不登校の経験のある方への聞き取りを実施してきたか、そこからどのような課題が見えてきたか、伺う。</p>	<p>これまで教育委員会では、年に3回、保護者や一般を対象とした不登校教育セミナーを開催し、その中で、不登校経験者や、不登校を克服した子どもの保護者の方から話を聞く機会を設けている。参加者からは、「親としての対応の仕方がわかった」「子どもに寄り添うことの大切さを再確認した」「希望や勇気を持つことができた」などの感想をいただいている。また、今年度新たに不登校生徒の学校への復帰のために設置している教育相談指導学級に、かつて通級経験のある方に来ていただき、今年度3回、話を伺った。その内容は、教育相談指導学級の生活や、中学校卒業後を振り返って、学校復帰を考えた時に力になったことは何か、周りにいた人にはどうして欲しかったか、などである。聞き取りから見えてきた課題は、不登校の要因や状況が、それぞれ皆、異なっており、その支援についても、一人ひとりに応じた、きめ細やかな対応が必要になること、そして、周りの大人が、それを意識しながら、関わるのが大切であるということである。また、複数の方から、教育相談指導学級が大切な居場所の一つであった、という話を聞くことができた。不登校児童生徒にとって、自分の居場所があることや、自分がかげがえのない存在であることを実感できる場があることが、大切であると改めて確認することができた。</p>
安野	12	教育長	<p>学校教育の現場における人権教育をどのように取り組んでいるか伺う。</p>	<p>いじめや暴力をはじめ、他の人を傷つけるようなことがないように、日頃から自分を大切にするとともに、他者を思いやる心を育てるために、人権教育を推進していくことが重要であると認識している。そこで、各小・中学校においては、毎年度作成する「人権教育推進計画」に基づき、児童生徒向けの学習や教職員向けの研修会を実施するなど、人権教育を推進している。具体的には、横浜国際人権センターによる人権移動教室を実施したり、様々な人権課題の講師を招聘して、教職員に向けた講演会や演習等の研修を実施したりしている。教育委員会としても、幼稚園や小・中学校の教職員を対象に、人権教育研修会を年3回実施しており、教職員一人ひとりの人権感覚を高めるとともに、今日的な人権課題についての知識を深め、人権教育が適切に進められるよう努めている。</p>
小松	13	教育長	<p>本市では、動物たちとかかわるために、どのような取り組みを行っているかについて伺う。</p>	<p>子どもたちが動物を飼育し、直接触れ合うことは、とてもほほえましい光景であるだけでなく、生命の尊さを学び、思いやりの心を育むために、大きな意義があると考えている。そこで、すべての学校や幼稚園では、様々な動物などを飼育しており、平成22年6月時点の調査では、ウサギ35羽をはじめ、ニワトリ6羽、メダカ、金魚、コイ、亀などを飼育している。学校や幼稚園では、動物の飼育を年間の指導の中に位置付け、計画的、継続的に行い、子どもたちが世話をする楽しさや成長の喜びなどを味わっている。教育委員会としても、子どもたちが動物とよりよいかかわりができるように、教職員対象に、動物を飼育するための留意点やふれあいの仕方などの研修会を実施するほか、獣医師等と連携を図っている。</p>

小松	14	教育長	不登校や引きこもりなどの子どもたちの課題を解決するために、動物たちとのふれあいは必要と思うが、いかがか。	不登校や引きこもりなどの課題を解決する方策の一つとして、動物とのふれあいは効果的であると聞いている。動物とのふれあいを通して、動物への思いやりや自分の心の安定が生まれ、そのことが人に対する優しさや関わろうとする気持ちなどを育てることにつながると考える。また、動物を世話する体験を通して、責任感を高めたり、自分に自信を持ったりすることができるようになると考える。そこで、不登校や引きこもりなどの課題を持つ子どもたちへの支援の一つとして、動物たちとのふれあいについて、今後、研究してまいりたい。
小松	15	教育長	ここ3年間の「ことばの教室」への通級者数と通級希望者の状況について伺う。	ことばの教室は、新玉小学校と下府中小学校に設置されている。平成20年度は、新玉小学校で37名、下府中小学校で33名の児童が、平成21年度は、新玉小学校で38名、下府中小学校で35名の児童が、平成22年度は、新玉小学校で31名、下府中小学校で34名の児童が、通級による指導を受けている。平成23年度は、現時点では、新玉小学校33名、下府中小学校36名が通級する予定である。なお、「ことばの教室」への入級については、保護者からの入級希望を受け、教育相談等を行い決定している。ここ3年間では、入級希望者全員が入級している。
小松	16	教育長	今後、「ことばの教室」への通級希望者が増えた場合の対応について伺う。	現在、新玉小学校と下府中小学校で合わせて6名の教員で、指導にあたっており、各校で児童数が40名ずつ、計80名までの受け入れが可能であると考えている。今後、通級希望者が急激に増えた場合には、教室数や教員数等について、県と相談しながら対応してまいりたい。
小松	17	市長	小・中学校への空調設備の整備について、その所見を伺う。	昨今、夏場の猛暑の影響から、教室の温度が30度を超える教室もあり、子どもたちや教職員等の学校関係者の方々には、快適とは言い難い環境の中での学校生活となっていると認識している。学校施設への空調設備の整備については、全小・中学校の保健室及び中学校の管理諸室への設置が完了し、今後は、小・中学校の音楽室、パソコン室等の特別教室や小学校の管理諸室に、国庫補助を活用しながら、順次、設置していく考えである。なお、子どもたちの学習環境を整備するため、本市では、平成23年度から計画的に、小・中学校の普通教室に扇風機を設置するとともに、幼稚園の遊戯室に空調設備を設置していくこととしている。

小松	18	市長	<p>学校施設の管理に関して、十分な予算配分がなされているのか伺う。</p>	<p>学校施設の維持・管理に必要な経費としては、校舎等の雨漏りや照明器具など電気設備の不具合、また、トイレの詰まりや教室・廊下等の床の剥がれ、さらには樹木の枝おろしなど、様々な経費が必要となっている。厳しい財政状況の中、このような学校施設で発生する不具合に対して、すべて対応することができているとは言えないのが現状である。しかしながら、限られた財源の中で、今後も、子どもたちの安全を第一に、優先度を考慮した上、可能な限り対応できるよう努めてまいりたい。</p>
小松	19	教育長	<p>小・中学校におけるいじめの件数について伺う。</p>	<p>小田原市内のいじめの認知件数は、平成22年4月から12月までに、小学校で20件、中学校で44件となっている。前年度は、小学校33件、中学校35件であった。年度途中であることから正確な比較にはならないが、12月時点で比較をすると、小学校で減少傾向、中学校では増加傾向となっている。また、本年1月に、小田原市が独自に調査を行ったところ、1月1ヶ月間のいじめの認知件数は、小学校で4件、中学校で21件であった。この中学校の件数の増加は、教職員に対して、今まで以上に子どもたちの気持ちに寄り添って、ささいないじめも見逃さないよう調査するよう依頼した結果であり、遊びの仲間に入れてもらえなかったり、ふざけ半分で悪口を言われたりするなど、幅広い内容のものを含んでいる。教職員が、子どもたちの様子をきめ細かく観察し、悩みを受けとめ、早期に対応し、解決を図っているものと認識している。</p>
小松	20	教育長	<p>いじめへの具体的な対策について伺う。</p>	<p>いじめを減少させるためには、子ども一人ひとりに、人を思いやる温かい心や、仲間を大切にする広い心を育むことが重要である。そのためには、仲間とともに活動を生み出したり、創り上げたりする活動を多く取り入れるなど、協働や協調の喜びを体感させ、人と関わる力を身に付けさせていくことが大切であると考えている。各学校では、いじめの早期発見と未然防止のために、日常的に子どもの変化を見逃さない、いじめは絶対に許さないという意識を持ち、教職員が一体となって、保護者や地域と連携して指導にあたっている。また、児童会や生徒会が中心となって「自分たちの手で、いじめをなくしていこう」という意識を持つように指導しており、その結果、子どもたちが主体となって活動を行っている。教育委員会としては、各学校に対して、いじめは、「しない、させない、許さない」を、キーワードとして早期発見、未然防止に努めるとともに、児童・生徒にあらゆる場面において伝え、啓発し、教職員が、いじめを見逃すことのないよう指導している。</p>

小松	21	市長	小・中学校のトイレの洋式化について伺う。	本市の小・中学校の大便器の設置数は、平成23年2月時点で2,389台で、和式トイレが1,853台、洋式トイレが536台である。洋式化率は、小・中学校合わせて、22.4%（昨年度比+0.4%）である。
小松	22	市長	学校トイレの今後の整備方針及び温水洗浄便座の整備について伺う。	学校のトイレは、子どもたちが毎日使用する施設である。現在、学校のトイレには、老朽化等に伴う悪臭や設備不良への対応も必要となっている。トイレの整備については、便器の洋式化も含め、国庫補助も活用しながら、順次、進めてまいりたい。また、温水洗浄便座の整備については、子どもの状況に応じて、一部の学校に設置しており、現在、小・中学校12校に17台設置しているが、今後も、必要性の高い学校に設置していく考えである。
加藤	23	部長	教育委員会が審議等が行われる案件は少なくなっているのか。	昨年12月定例会でお認めいただいた「小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」によって、文化財保護を除く文化及び学校体育を除くスポーツに関する事務については、その権限が教育委員会から市長へ移るため、教育委員会の会議で扱われる案件は減少するものと考えている。一方、市長部局の職員が補助執行することとなる事務については、権限そのものは教育委員会に残るため、従来どおり、教育委員会での審議等を行っていただく必要があり、この部分についての案件は従来と変わらないものと考えている。したがって、全体としては、市長の権限となる文化・スポーツについての案件のみが減少することとなるものと認識している。
加藤	24	部長	組織・機構の変更に伴い、教育委員会が学校教育に特化されるが、いじめ、不登校、モンスターペアレントなどの学校諸問題の解決はどのようにしていくのか。	様々な問題が発生する社会全体の中で、学校は現在、多くの課題を抱えている。今回の組織・機構の変更により、生涯学習部の事務が市長部局に移ることになるが、その分、学校教育が直面する様々な課題に対して、今まで以上に取り組むことができると考えている。そこで、教育委員会においては、今年度も委員自らが学校や幼稚園に出向いて、子どもたちや教職員の様子を把握するよう心がけ、実際の学校現場のニーズに応えるよう努めてきている。今後も、これまで以上にきめ細かな実態把握に努め、学校現場が抱える様々な課題解決に向けて、教職員はもとより地域の方々のお力もお借りしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えている。

加藤	25	市長	<p>市長の言う小田原の良さを生かした教育とは具体的にどういうものか、伺う。</p>	<p>小田原の良さを生かした教育とは、自然や歴史・文化、産業、地域の人々など、小田原が持つ豊かで素晴らしい資源を生かした学習を展開していくことである。「ふるさと小田原」のよさを実感させる体験の積み重ねが、未来を担う子どもたちの豊かな心の育ちや学びへとつながっていくものと期待している。各学校では、幼保・小・中一体教育と地域一体教育の融合を図り、その特色を活かした未来へつながる学校づくりを推進している。具体的には、郷土の偉人である二宮尊徳学習や、農業体験を含む食育、腐葉土づくりや学校ビオトープによる環境教育、学校林を活用したものづくりなどを通して、子どもたちが郷土を知り、郷土への愛着を深めるとともに、小田原市民であることへの誇りを育んでいきたいと考えている。</p>
加藤	26	教育長	<p>新学習指導要領の実施により授業時数が増えると聞くと、2学期制は今後どうなるのか、また、サマースクールはどうなるのか、隔週の土曜授業の実施は可能かどうか伺う。さらに、平成23年度全国学力・学習状況調査への一律の希望参加をとりやめた経緯を伺う。</p>	<p>今回の学習指導要領改訂により、小中学校の総授業時数がそれぞれ増加する中、本市においては、学校2学期制を実施していることもあり、授業時数の確保はできると判断している。学校2学期制については、現状の2学期制を十分検証しつつ、今後の学期制のあり方を検討するために、現在、学校2学期制検討委員会を開催しており、平成23年12月までに検討委員会の方向性を示していただく予定である。次に、サマースクールについては、各学校において、普段授業では体験できない学習や個々の児童生徒の実態に応じた補助的な学習など様々な取り組みが行われており、今後も各学校の実情に応じて取り組んでいくものと考えている。次に、隔週の土曜授業の実施については、完全学校週五日制の趣旨が、子どもに家庭や地域社会の中で社会体験や自然体験を経験させることを通して、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むことであることから、その趣旨を尊重し、現時点では、実施は考えていない。次に、平成23年度の全国学力・学習状況調査への一律の希望参加をとりやめた理由については、抽出調査が国から委託された業者による採点であるのに対し、希望参加の調査は各学校の教員による採点であり、採点者が異なる状況などから、それらの結果を同じように扱うことには無理があること、また、これまでの調査の結果から、抽出調査の結果だけでも市としての学力の傾向の把握が十分可能であることから、平成23年度は一律の希望参加をとりやめることとしたものである。</p>

加藤	27	市長	<p>小学校への英語教育の導入についての市長の見解を伺う。</p>	<p>今回の学習指導要領の改訂により、小学校5・6年生に外国語活動が導入され、原則として英語での活動を扱うこととなった。社会や経済のグローバル化が進展し、人材育成面での国際競争が加速する現代社会では、異文化との共存や持続可能な発展に向けた国際協力等が、これまで以上に強く求められている。このような中、自分の意思や情報を伝達する手段として、国際語としての側面をもつ英語の果たす役割は大きくなっており、学校教育における外国語教育、その一環としての英語教育の充実が国の重要な課題となっている。また、国が策定した『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」の中にも、柔軟な適応力がある小学生から英語や異文化に触れ、言語に対する感覚を豊かにし、異文化と共生する態度を育むことが重要であるとされている。こうしたことから、小学校への外国語活動の導入は望ましいと考えている。ここ小田原の地から世界で活躍する人材が巣立ち、ふるさと小田原の良さを、世界に向けて発信してもらいたいと思っている。</p>
加藤	28	教育長	<p>小学校への英語教育が導入されることへの教育長の見解及び期待される効果、教員への対応について伺う。</p>	<p>小学校への外国語教育の必要性については、その導入は望ましいものと考えている。その理由としては、従来、中学校1年で英語での挨拶や自己紹介等に触れていたが、こうした活動は、むしろ柔軟で適応力のある小学校段階での体験が効果的であると考えられるからである。また、今の子どもたちには、他者を理解し、自分を表現するためのコミュニケーション能力の育成が課題となっている。児童は、「英語」を用いた国際理解やコミュニケーションなどの活動を通じて、言葉を介して人とやりとりすることの楽しさや大切さに気づき、人と積極的にかかわる態度や自分とは異なる文化を尊重する態度を身につけるとともに、母国語としての日本語への関心を高めていくものと考えている。教員への対応については、英語の発音や英語特有の表現などの指導場面で、担任を支援するため、平成23年度は、小学校専任のALTを2名増員し、5名とする予定である。また、外国語活動研修会を実施するとともに、教育委員会として、小田原市独自のレッスンプランを改編した新たなレッスンプランを平成23年度末には各校に配付する予定である。</p>

※ 代表質問（生涯学習部）

議員	No	答弁	質問要旨	答弁要旨
田中	1	市長	放課後児童クラブの受け入れ対象を、4年生までに引き上げたらどうか。	現在、児童クラブの対象は、児童福祉法に「おおむね10歳未満の児童」と規定されており、国からの補助金も4年生以上は対象外であることなどから、本市でも小学3年生までとしている。このような中で、現在は3年生までを受け入れるための施設の確保、クラブ環境の充実に優先的に取り組んでおり、4年生以上の受け入れは、これまで入所できていた3年生までの中に、新たに入所待機者を生み出してしまう可能性があるなどの課題も多いことから、現時点で児童クラブでの対象学年を拡大することは難しいと考えているので、ご理解いただきたい。
田中	2	市長	放課後児童クラブの開設時間を午後7時まで延長することはできないのか。	これまでも保護者からの要望を受け、土曜日や夏休みなどの開始時刻については、平成13年度に午前9時から8時30分に、平成21年度に午前8時30分から8時に引き上げを行った。また、終了時刻については、平成19年度に午後6時から6時30分に延長した。児童クラブの開設時間については、各クラブの運営委員会においても話題としているが、平成21年度に改善を図ったところであり、当面は現在の開設時間を保ちたいと考えている。
田中	3	市長	70人を超える大規模な放課後児童クラブについては分割をすすめるなど、規模の適正化を引き続き進めるべきと考えるが、いかがか。	本市では、児童数が70人を超える大規模クラブについて、厚生労働省の示すガイドラインに基づき分割を進め、昨年度及び今年度において計7クラブを分割し、規模の適正化を図ってきた。現在は、全25小学校区にある32の児童クラブに、1200人の児童を受け入れているが、70人を超える大規模クラブは解消されている。クラブ規模の適正化は、入所児童の情緒の安定や事故防止等における観点からも大事なことであり、今後も状況に応じた規模の適正化に努めてまいりたい。
田中	4	市長	御用米曲輪の整備により、実際に枝下し等が行われると目の前の景色が違ってくる。市民や観光客に正しい理解がされるよう適宜説明する必要があると考えるが、いかがか。	平成23年度には、御用米曲輪の整備に着手する予定であり、旧野球場観覧席等構造物の撤去に伴い、実際に樹木の剪定を行っていくことになる。剪定にあたっては、その目的や、さらには3年後、5年後の樹形再生の道筋を、市民の納得が得られるよう十分に説明することが不可欠であるとのこと指摘を、植栽専門部会においてもいただいております。周知の仕方については、市民や観光客の皆さんに正しくご理解いただけるよう、十分に配慮してまいりたい。

田中	5	市長	お城の樹木については、1本1本市民との合意で植栽管理を進めるよう努力されることを求めるが、ご所見を伺う。	このことについては、史跡と緑の共生を図りながら適切に植栽管理を進めるという方針を明確に打ち出した「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画運用指針」においても、今後の進め方として、植栽専門部会において1本1本現地で具体的に検証し、市民説明会や現地見学会を開催して、市民意見を反映させていくことを明記しており、実際そのように進めているところである。今後についても、引き続き、市民との合意形成には、十分努めてまいりたいと考えている。
俵	6	市長	(仮称)おだわら生涯学習大学はどのように運営していくのか。また、シルバー大学の良い点をどのように生かしていくのか。	(仮称)おだわら生涯学習大学は、「おだわらシルバー大学」や「きらめき☆おだわら塾講座」など、これまでの学習講座の体系や内容を見直し、だれもが気軽に生涯学習に取り組む機会や市民にとって分かりやすい講座体系を提供しようとするものである。また、今後のまちづくりの担い手としての市民力を育成するため、市民の力を核とした「新しい公共」を創出する実践の場であると考えている。大学の運営については、行政が担うべき役割を明確にするとともに、大学の自主運営に係る支援等を充実させ、市民が主体的に企画し運営できるように促進しようとするものである。また、シルバー大学の良い点として挙げられる「生きがい作り」や「仲間作り」「学んだ成果を社会に還元する」ことなどについては、新しい大学においても、その仕組みを継承していくとともに、受講後の地域活動への参加を促していきたい。
安野	7	市長	平成23年度から御用米曲輪の整備が始まるが、北東土塁のクスノキの保全も含めて、今後の整備方針について伺う。	御用米曲輪の整備については、史跡としての曲輪の基本的な形状を明確にすること、市街地の中心にある貴重な広場として今後広く活用していくことを主眼としている。整備は、平成23年度から25年度までの3箇年を予定しており、平成23年度は旧野球場の観覧席、フェンス等構造物の撤去と、蔵などの遺構を確認する試掘調査を予定している。北東土塁のクスノキについては、保全していくことを前提としており、植栽専門部会においても、樹木を健全に維持するため剪定や間伐は必要との意見をいただいている。観覧席等の構造物に絡んでいる樹木については、構造物を撤去する前に強めの剪定を行い、自立性を確保する必要があるため、実施する際には専門委員のご指導をいただきたいと考えている。

安野	8	市長	歴史資産や文化的資産を活用するために、今までどのような取り組みをしてきたのか。また、今後の課題は何か。	歴史資産を活用した様々な取り組みについては、これまで生涯学習部を中心に展開してきた。具体的には、白秋童謡の散歩道の整備、二宮尊徳の事績を顕彰する尊徳祭、松永記念館を活用した地域住民らとの交流事業、新たに発見された出土品の展示会、文化財建造物の見学会、貴重な古写真類を紹介するセピア色の写真展の実施等が挙げられる。今後の課題としては、小田原城跡の史跡や各種資料を確実に保全していくことが重要であるとともに、市民との協働も視野に入れながら、各施設等で展開されている様々な活用事業の連携強化を図っていく必要があると考えている。
大村	9	市長	放課後児童クラブの取り組みと実績について伺う。	児童クラブについては、本市では児童の安全や、遊びや生活の場としての環境面を考慮し、学校内への設置を基本に整備を進めることとし、平成5年度に桜井小学校内に開設して以来、毎年少しずつ設置箇所数を増やし、平成18年度には市内全25小学校区への設置を完了した。また、70人を超える大規模クラブについてはクラブ規模の適正化を図るため、平成21年度に3クラブを、22年度に4クラブを分割し、現在は全25小学校区で計32クラブが開設されている。開設時間については、平成19年度に終了時刻を午後6時から午後6時30分に延長し、平成21年度には土曜日や夏休みなどの開始時刻を午前8時30分から午前8時に早めるなど、保護者の要望に応じてきた。
大村	10	市長	放課後児童クラブに対する保護者からの要望は、どのようなものがあるのか。	児童クラブへの要望としては、開設時間の延長や対象学年の拡大に関するもの、施設整備の充実に関する要望などが、寄せられている。
大村	11	市長	放課後児童クラブの今後の充実に向けて、どのような方向で取り組んでいくのか。	児童クラブについては、これまでも開設時間の延長やクラブ規模の適正化などに努めてきた。25小学校区のうち富士見小学校区については、これまで学校から離れた民間の借家での開設となっており、交通事故の心配や子どもがのびのびと遊べる環境ではないことが課題となっていたが、ようやく学校内へ移設できる見通しが立ったところである。また、千代小学校区については、隣接の中学校への設置であったが、この3月中に、小学校内へ移転することになっている。児童クラブについては、子どもが体調の悪いときに休憩できる静養スペースの確保や設備面での充実、指導員の資質の向上など課題もあるが、今後も学校との連携を密にし、クラブ環境の充実を図ってまいりたい。

大村	12	市長	御幸の浜プールについては、事業仕分けの結果を受け、「廃止の方向で検討」という方針を出され、今後、市営プールのあり方を検討しているが、廃止された場合の代替プールの設置についても検討するのか。	御幸の浜プールは、夏休み期間中、誰もが安全に楽しめる海水プールとして、また、県西地域唯一の公式競技が開催できるプールとして、例年多くの方に親しまれ、利用されているが、昭和45年の建設から40年が経過し、老朽化が進んでいる状況にある。事業仕分けの結果を受け、今後、市営プール事業のあり方について検討を行っていく必要があるが、財政状況等を勘案すると、新たな施設をすぐに建設するという事は、大変難しい。そこで、当面は、必要な修繕等を行いながら使用を継続してまいりたいと考えているので、ご理解いただきたい。
小松	13	市長	平成21年7月に放課後児童クラブの開始時刻を早めたことでの、成果や反響はどうであったのか、伺いたい。	平成21年7月に、土曜日や夏休みなどの開始時刻を、午前8時30分から8時に早めたことで、保護者からは、「余裕をもって通勤できるようになり、非常にありがたい」「朝の時間帯に、クラブ室が開くのを、子どもだけで待たせるようなことがなくなり、とても安心している」などの声をいただいております、市民ニーズに対応した成果が得られたものと思っている。
小松	14	市長	対象年齢や開設時間の拡大などを含め、現在の放課後児童クラブの整備は、どのように進められているのか。	児童クラブについては、大規模クラブの分割によるクラブ規模の適正化や、基準を満たす施設面積や配置指導員の確保など、国のガイドラインに基づく整備を進めている。現在は、全25小学校区にある32クラブに1200人の児童が入所し、160人の指導員を雇用している状況にある。なお、開設時間については、保護者の就労状況等を考慮し、順次拡大を図っており、対象年齢については、児童福祉法で放課後健全育成事業の対象としている、おおむね10歳未満（小学3年生まで）としている。
小松	15	市長	富士見小学校区の放課後児童クラブを、学校の近隣や敷地内に移転する考えはないのか。	富士見小学校区放課後児童クラブの学校内への移転は、地域の方々の長年の願いであり、学校側とこの実現のため協議を続けてきた結果、ようやくその方向性が見えてきた。こうした中、既に周知のとおり、去る1月に、学校隣接地において事業展開を予定している民間事業者から本市に対し、富士見小学校の児童クラブのために活用してほしいとして、寄附金が贈られた。今後はこの寄附金を活用し、児童クラブの校内設置に向けた施設整備を進め、平成23年の夏休み明けには、校内への移転を完了したい。

小松	16	市長	<p>学校に隣接する民間施設を借り上げ、賃借料や指導員の人件費も含めた経費全額を保護者から徴収してでも、放課後児童クラブで4年生以上を受け入れることができないか。また、他の施策により、4年生以上の放課後の居場所を考えられないか。</p>	<p>本市放課後児童クラブは、児童の安全確保などの理由から学校内への設置を基本としている。ご提案の民間施設の借り上げについては、児童クラブに適した民間施設を学校近くに確保するという点や経費面において、大変難しいと考えており、対象学年については、当面は現状を保ちたいと考えているので、ご理解いただきたい。なお、4年生以上の居場所については、地域総ぐるみで子どもたちを見守り育てるスクールコミュニティの理念のもとに行っている「地域の見守り拠点づくり事業」など、学年の制限を設けない子どもたちの安全な居場所づくりを、久野地区などにおけるモデル事業での成果を検証しながら、推進してまいりたい。</p>
小松	17	市長	<p>史跡小田原城跡丸・二の丸植栽管理計画は、植栽専門部会を設置し、市民説明会等で市民の意見を伺って進めているが、どのように検討を進めているのか。また、それに対する市民の反応はどのようなものか。</p>	<p>植栽管理計画については、具体的にどのように進めていくのかその方針を定めた運用指針に基づき、昨年末の12月27日に植栽専門部会を立ち上げ、平成23年度から整備を予定している御用米曲輪の植栽のあり方について、現地踏査を行いながら具体的な検討を開始した。これまで、市民説明会への参加を含め3回ご協議をいただいたほか、個別にご指導をいただいたり、ご意見をお聞かせいただいている。また、御用米曲輪実施計画素案について市民説明会及び現地見学会を開催するとともに、パブリックコメントでは、33件ものご意見をお寄せいただいた。こうした進め方に対して、市民説明会では「素案に基づいた丁寧な作業をお願いしたい。」との概ね了承する意見をいただいております。パブリックコメントでは「引き続き市民の意見を広く聞いて検討してほしい。専門部会の方々に期待している。」等の意見が寄せられている。</p>
小松	18	市長	<p>城址公園の植栽管理計画については、今後どのように進めていくのか。</p>	<p>平成23年度については、御用米曲輪の整備がいよいよ実施段階に入るため、北東土塁上の観覧席等構造物に絡んだクスノキについて、剪定作業を予定している。また、植栽管理計画に位置付けられた樹木について、具体的に検証するため、樹木の種類や状態を把握する毎木調査を実施し、どこから行うかなど協議した上で、予算に反映していきたいと考えている。</p>

加藤	19	市長	<p>少年少女オーシャンクルーズ事業に代わる体験学習について、平成22年度はどうか。また、平成23年度も行われるのか。</p>	<p>オーシャンクルーズは昨年度で廃止し、平成22年度は、新たに「地域・世代を超えた体験学習事業」と指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」を立ち上げた。オーシャンクルーズのような大掛かりなものではなく、地道ではあるが、小田原の持つ豊かな自然や資産、なりわいを活用し、子どもたちが自分の力で課題を克服して、たくましく成長していくこと、それを支える担い手を育成していくことを目的とした事業である。平成23年度は、本事業をさらに充実させるとともに、小田原の地域資源を活かした体験学習のモデルとして、地域や学校への取り組みにもつなげ、より多くの子どもが参加できる機会の拡大と、担い手の育成に努めていきたいと考えている。</p>
加藤	20	市長	<p>新たな体験学習事業はオーシャンクルーズ事業で培われた様々な利点が活かされているのか。</p>	<p>オーシャンクルーズは、体験学習を通して異なる世代が交流・協力して行う人づくりであり、その積み重ねが成果につながったという点が利点であった事業と考えている。新たに取り組んでいる「地域・世代を超えた体験学習事業」及び指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」では、ともに様々な世代が参画しており、この中にはオーシャンクルーズで活躍された実行委員やアドバイザー、サポーターの方も多く、世代間の交流も活発に行われている。こうした中で、たくましい子どもたちを育てる体験学習や、それを支える新たな担い手の育成に取り組んでおり、オーシャンクルーズにより培われた利点は継承され、十分に活かされていると思っている。</p>
加藤	21	市長	<p>史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想の策定から18年が経過している。少なくとも向こう10年くらいのスパンで整備計画を立てるべきではないか。</p>	<p>史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想は、策定から18年が経過し、この間、施設の移転や史跡整備が進み、構想に位置付けられた短期・長期の計画など、整備のスケジュールを全体的に見直していく必要や、植栽や便益施設などのゾーニングについて検討が必要な段階になっている。史跡小田原城跡調査・整備委員会からも、そろそろ再検討すべき時期との発言も出されており、市としても見直し作業を行う準備を始めたいと考えている。ご指摘の整備計画については、そうした作業の中で検討してまいりたい。</p>
加藤	22	市長	<p>図書館の移転についての考えは、どうなっているのか。</p>	<p>市立図書館の移転については、お城通り地区再開発事業用地内の図書館開設に関する陳情が採択されたことや、他の文化施設との整理統合なども視野に入れながら、市立図書館のみならず今後の図書館全体のあり方等について検討する必要があると考えている。そのため、まずは図書館長の諮問機関である図書館協議会に対し、「小田原市図書館施設の今後のあり方について」を諮問し、検討して頂いているところである。</p>

東北地方太平洋沖地震の対応について

1 教育委員会関係の事項（時系列）

(1) 3月11日（金）

時刻	事項
14:46	○地震発生 ○津波警報発令
15:00	○小田原市が災害対策本部設置 ○全小学校に広域避難所の開設準備を手配（学校への連絡・職員を現地へ配置）
16:10	○災害対策本部から海岸に近い小学校10校に「広域避難所」の開設要請（三の丸、新玉、早川、山王、町田、国府津、酒匂、片浦、前羽、富士見の各小学校）
16:10	○海岸線避難勧告（対象：新玉、万年、十字、山王網一色、国府津、酒匂、小八幡、片浦、橘南の各地区／52,149人21,581世帯）
その後、随時	○小田原駅の滞留者の対応 城山中学校に「避難所」開設・収容 （城山中学校で収容しきれない分） ↓小田原高校に「避難所」開設・収容 ↓小田原女子短期大学に「避難所」開設・収容 ↓市民会館に「避難所」開設・収容 三の丸小学校へ収容 ○根府川駅の滞留者の対応 片浦小学校へ収容 ○国府津駅の滞留者の対応 国府津小学校へ収容 ○自主避難者がいるとの情報があったため、大窪小学校、久野小学校及び橘中学校に避難所を開設

(2) 3月12日（土）

時刻	事項
13:50	○津波警報から津波注意報へ変更
14:20	○避難勧告解除
15:00	○避難者帰宅、全避難所閉鎖

2 避難所の開設・準備箇所

(1) 開設：14箇所（14校）

ア 小学校（12校）：三の丸、新玉、早川、山王、町田、国府津、酒匂、片浦、前羽、富士見、大窪、久野

イ 中学校（2校）：城山、橘

(2) 開設準備：13箇所（13校）

ア 小学校（13校）：足柄、芦子、富水、下府中、桜井、千代、下曾我、曾我、東富水、下中、矢作、報徳、豊川

3 避難者数 最大避難者数：2,434名

宿泊者数：1,716名（3月12日 午前1時15分現在）

通番	学校名	避難者数 (名)	宿泊者数 (名)	備考
1	三の丸小学校	146	80	小田原駅の滞留者含む
2	新玉小学校	90	0	
3	早川小学校	33	0	
4	山王小学校	70	22	学校が海岸線に近いため、津波対策として校舎の3・4階を開放
5	町田小学校	30	0	
6	国府津小学校	160	100	国府津駅の滞留者含む
7	酒匂小学校	80	0	
8	片浦小学校	370	370	根府川駅の滞留者含む
9	前羽小学校	149	25	
10	富士見小学校	81	8	
11	大窪小学校	9	0	
12	久野小学校	1	0	
13	城山中学校	600	500	小田原駅の滞留者
14	橘中学校	4	0	
15	小田原高校	500	500	小田原駅の滞留者
16	小田原女子短大	100	100	小田原駅の滞留者
17	市民会館	11	11	小田原駅の滞留者
合計		2,434	1,716	

4 従事職員数

(1) 教育委員会の職員

教育長以下195名（全員）

(2) 教職員

小・中学校（3月22日までに報告があったもの） 197名

(3) 避難所での従事者

ア 教育委員会職員 40名（再掲）

イ 市役所の他の部局からの応援（地区配備職員を除く） 92名

*** 今回従事した者の合計 484名**

教育委員会職員195名＋教職員197名＋他部局の応援職員92名＝484名

5 教育委員会としての特記事項

(1) 給食の中止

ア 橘地区（橘中学校、前羽小学校、下中小学校）

3月14日（月）から学年末まで

* 同地区の前羽幼稚園及び下中幼稚園の給食は、学年末のため既に終了して
ました。

イ その他の地区

3月15日（火）から学年末まで

(2) 生涯学習部の行事中止 12行事

通番	日程	行事名	所管
1	3月12日 ～13日	ミューズフェスタ2011	生涯学習政策課
2	3月12日	北村透谷碑移転除幕式	文化財課 図書館
3	3月13日	尊徳マラソン	スポーツ課
4	3月15日	青少年健全育成連絡協議会全体研修会講演	青少年課
5	3月18日	青少年健全育成対策本部重点区域該当指導	青少年課
6	3月19日	春の体験学習プログラム 「片浦ラリー・フォト・ゲーム」	青少年課
7	3月20日	中学生の体験学習「中学生のインプロ体験」	青少年課
8	3月26日	青少年育成推進員協議会全体研修会	青少年課
9	3月26日 ～27日	小田原文学館 ～ひと・まち・はる・さくら～ 小田原文学館西海子サロン 文学館の春を楽しむ	生涯学習政策課 図書館
10	3月27日	きらめき☆おだわら塾5グループ講座 ～脳の活性化！ 体験の春～	生涯学習政策課
11	3月27日	グラウンドゴルフ大会	スポーツ課
12	3月28日 ～29日	ジュニア・リーダーズ・クラブ 「3月定例会キャンプ」	青少年課

(3) 施設の主な被害状況

ア 学校教育施設関係 4 小学校・4 中学校

通番	施設名	被害箇所
1	町田小学校	○受水槽破損
2	下府中小学校	○受水槽破損
3	国府津小学校	○受水槽破損
4	酒匂小学校	○屋内運動場外壁モルタル落下
5	鳴宮中学校	○受水槽破損
6	城北中学校	○受水槽破損
7	千代中学校	○受水槽破損
8	白山中学校	○ガス管破損

イ 生涯学習施設関係 1 施設

通番	施設名	被害箇所
1	小田原文学館	○南門が倒壊

小田原市図書館雑誌スポンサー募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市有料広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）第2条第2項、第3条及び第4条の規定に基づき、小田原市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、最少の経費で市の図書館の雑誌コーナーを充実させ、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 広告を表示する者（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、購入した雑誌を小田原市の図書館に配架する。

2 スポンサーが購入した雑誌の配架位置及び保存、廃棄については、市が決定する。

3 市は、提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、また雑誌架と提供雑誌の最新号カバー裏面にスポンサーの広告を掲載する。

(スポンサー及び広告内容の基準)

第4条 スポンサーは企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象外とする。

2 広告及びスポンサー名（以下、「広告等」という。）は市の図書館の公共性及び信頼性を損なうおそれのないものとし、要綱第2条第1項各号のいずれかに該当するものは掲載できない。

(広告等の規格等)

第5条 広告等の表示位置及びスペースは次のとおりとする。

(1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4cm、横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。なお、貼付位置は最新号カバー底辺より4cm上部の中央とする。

(2) 雑誌架については、スポンサーの希望する広告を表示するものとし、表示の大きさは縦15cm、21cm以内とする。なお、貼付位置は雑誌架にある個別の亚克力板の上辺より4cm下部の中央とする。

(3) 提供雑誌の最新号カバーの裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズとし、

片面印刷のものを使用する。

- 2 スポンサー名は、前項の表示位置のいずれにおいても同一名称を用いることとする。
- 3 スポンサー名表示及び広告はスポンサーが作成するものとする。
- 4 広告の内容変更は年間2回までとする。変更に当たっては、市と事前に協議し、その承認を得なければならない。

(広告等の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、原則として市が掲載を決定した月の翌月から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、市又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(雑誌の選定)

第7条 スポンサーは、提供雑誌を別紙「雑誌リスト」より選定するものとする。

(雑誌の募集時期)

第8条 スポンサーは随時募集する。ただし、既にスポンサーが付いている雑誌については、その広告等の掲出期間の終了する2ヶ月前の1日から受け付けるものとする。

(申込方法)

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、「雑誌スポンサー制度申請書」(様式第1号)に必要事項を記入し、掲載希望の広告(案)を添えて、図書館に持参、ファクシミリ、または郵送のいずれかの方法により提出するものとする。

(スポンサー及び広告内容の決定)

第10条 市長は、前条の申込みを受けた場合には、要綱第7条に規定する広告審査会事務局に申込状況を情報提供するとともに、要綱及びこの要領の定めるところにより審査を行い、スポンサー及び広告内容を決定するものとする。

- 2 同一雑誌に重複して申込みがあった場合は、要綱第5条の規定によるものとする。
- 3 広告等の決定に疑義が生じた場合には、要綱第7条に規定する広告審査会において審査し、可否を決定するものとする。

(契約)

第11条 申込者は、雑誌スポンサー制度のスポンサーに決定した場合、覚書（様式第2号）により市と契約を締結するものとする。

(支払方法)

第12条 スポンサーは、雑誌購入代金を、市指定の納入業者に直接支払うものとする。なお、振込手数料が発生する場合は、スポンサーの負担とする。

(雑誌が休刊した場合の措置)

第13条 広告主提供の雑誌が休刊した場合は、小田原市の図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告掲載の責務)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの負担において解決するものとする。

附 則

この要領は、平成23年3月15日から施行する。

平成 年 月 日

小田原市立図書館長宛

住所 〒

企業名・団体名

代表者氏名

小田原市雑誌スポンサー制度申込書

「小田原市雑誌スポンサー制度要領」に基づき、次のとおり申し込みます。

1 広告の掲示を希望する雑誌名及び掲載希望期間

雑誌名	広告掲載希望開始日（開始号）
	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日号～
	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日号～
	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日号～

*広告掲載希望開始日（開始号）は、審査、手続きの関係で申し込み日より2週間程度余裕をもって設定してください。

2 担当者連絡先

担当者名 _____

部署名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

メールアドレス _____

平成23年度 雑誌購入リスト(一般)

	タイトル	刊行頻度	かもめ図書館	市立図書館	年間購入予定価格
ア	アエラ(AERA)	週	○	○	19,500
	アサヒカメラ	週		○	10,500
	明日の友	隔月	○		4,000
	アスキー. PC	月	○		7,500
	アンアン(an an)	週	○		20,500
	安心	月	○		8,500
	イ	いきいき	月	○	
囲碁未来		月	○		7,500
一個人		月	○		8,500
一枚の絵		月	○		10,000
田舎暮らしの本		月	○		8,500
いぬのきもち		月	○		15,000
イングリッシュジャーナル(English Journal)		月	○		18,000
ウ	ウイズ(With)	月	○		8,500
エ	エコノミスト	週		○	26,500
	エスエフ(SF)マガジン	月		○	11,500
	MJ無線と実験	月		○	14,500
	園芸ガイド	隔月	○		5,500
	演劇界	月		○	20,500
オ	オール読物	月	○	○	11,500
	おかずのクッキング	隔月	○		3,500
	オズマガジン (OZ Magajine)	隔月		○	5,500
	おりがみ	月	○		9,000
	オレンジページ	月2	○		9,000
	音楽の友	月	○		12,000
カ	カーグラフィック(Car Graphic)	月	○		14,500
	会社四季報	季	○		8,500
	科学	月		○	17,000
	岳人	月		○	10,000
	学校図書館	月	○		9,000
	家庭画報	月	○		13,500
	環境と公害	季		○	5,000
キ	季刊 考古学	季		○	10,500
	キネマ旬報	月2		○	21,500
	キャンキャン(Can Cam)	月	○		8,000
	教育	月		○	8,500
	きょうの健康	月		○	7,500
	NHKきょうの料理	月	○	○	7,000
ク	クーヨン(COOYON)	月	○		11,500
	暮らしと健康	月	○		7,500
	暮らしの手帖	隔月		○	9,000
	クラッシー(CLASSY)	月	○		9,000
	栗原はるみ haru-mi	季		○	4,000
	クロワッサン	隔週		○	9,000
	群像	月		○	11,000
	ケ	芸術新潮	月	○	○
蛍雪時代		月		○	11,500
月刊国民生活		月		○	6,500
月刊 消費者		月	○		6,000

	タイトル	刊行頻度	かもめ図書館	市立図書館	年間購入予定価格
	月刊 福祉	月		○	12,500
	現代教育科学	月		○	10,500
	現代詩手帖	月	○		14,500
コ	考古学ジャーナル	月		○	28,000
	国文学 解釈と鑑賞	月		○	20,500
	ゴルフ(GOLF)クラシック	月		○	10,000
	ゴルフダイジェスト(GOLF DIGEST)	月	○		8,000
サ	サライ	月2	○		16,000
	雑貨カタログ	隔月	○		7,500
	サンデー毎日	週	○	○	18,500
ジ	ジェイティービー(JTB)時刻表	月	○	○	13,500
	思想	月		○	15,000
	社会教育	月		○	8,500
	週刊 朝日	週	○	○	20,000
	週刊 金曜日	週	○		26,000
	週刊 女性	週		○	20,000
	週刊 新潮	週	○	○	20,000
	週刊 ダイヤモンド	週	○		29,000
	週刊 東洋経済	週	○		32,000
	週刊 文春	週	○	○	20,000
	週刊 ベースボール	週	○		20,000
	週刊 サッカーマガジン	週	○		20,500
	自遊人	隔月		○	4,500
	NHK趣味の園芸	月	○	○	6,500
	趣味の山野草	月	○		12,500
	ジュリスト	季		○	31,000
	将棋世界	月	○		9,000
	小説 現代	月	○	○	11,500
	小説 新潮	月	○	○	10,500
	小説 すばる	月		○	10,500
	小説 宝石	月		○	9,500
	湘南スタイルマガジン	季		○	4,000
	女性自身	週	○		19,000
	新潮	週		○	11,000
	新潮45	月	○		10,000
ス	数学セミナー	月		○	12,000
	すてきな奥さん	月	○		7,500
	すてきにハンドメイド	月	○		8,500
	ストーリー(STORY)	月	○		10,000
	すばる	月		○	10,500
	相撲	月		○	11,000
セ	正論	月	○		9,000
	世界	月		○	10,500
タ	ターザン(TARZAN)	月2	○		11,500
	ダ・ヴィンチ	月	○	○	6,000
	旅	月	○	○	7,500
	短歌	月		○	12,000
	短歌研究	月	○		12,000
	ダンス・ビュー	月	○		11,000
チ	地方自治	月		○	10,000

	タイトル	刊行頻度	かもめ図書館	市立図書館	年間購入予定価格
	地方史研究	隔月		○	8,500
	中央公論	月	○	○	10,500
	地理学評論	隔月		○	20,000
ツ	つり人	月		○	12,000
テ	鉄道ジャーナル	月	○		12,000
	鉄道ピクトリアル	月		○	12,000
	テニスクラシックブレイク(Tennis Classic Break)	月	○		8,000
	天然生活	月		○	8,500
	天文ガイド	月	○		10,000
ト	東京人	月	○		10,000
	ドゥーパ	隔月	○		6,000
	図書館雑誌	月	○		12,000
ナ	ナショナル ジオグラフィック	月		○	9,000
	ナンバー(Sport Graphic Number)	隔週	○		14,000
ニ	日経エンタテイメント	月		○	6,000
	日経サイエンス	月	○		16,000
	日経TRENDY	月	○		7,000
	日経マネー	月	○		8,000
	日本カメラ	月	○		10,000
	日本児童文学	隔月	○		6,000
	日本歴史	月		○	8,500
	ニューズウィーク(NEWS WEEK)	週	○		16,500
	ニューズウィーク日本語版(NEWS WEEK)	週	○	○	16,500
	ニュートン(Newton)	月	○	○	12,000
ネ	ねこのきもち	月	○		13,000
ノ	ノノ(non no)	月2	○		15,000
ハ	俳句	月		○	11,000
	俳句四季	月	○		10,500
	BAILA	月		○	9,000
	ハウジング	月	○		6,000
	花時間	季	○		4,000
	判例時報	旬		○	40,000
ヒ	ピーエイチピー(PHP)	月	○		2,500
	ビーパル(BE-PAL)	月	○		7,000
	ビズ	隔月		○	10,000
	ビッグトゥモロー(BIG tomorrow)	月	○		8,000
	婦人公論	月2	○	○	13,500
	フリックス(FLIX)	月	○		12,000
	ブルータス(BRUTUS)	月2	○	○	13,000
	プレジデント	月2	○	○	14,000
	プレモ(Pre-mo)	季	○		3,000
	文学	隔月		○	13,000
	文学界	月		○	11,500
	文化財	月		○	10,000
	文藝	季		○	4,000
	文藝春秋	月	○	○	10,000
ヘ	ベビモ(Baby-mo)	月	○		8,500
	ペン(pen)	月2		○	13,500
ホ	法学セミナー	月	○		14,000
	法律時報	月		○	21,500

	タイトル	刊行頻度	かもめ図書館	市立図書館	年間購入予定価格
	ボイス(Voice)	月	○		8,500
	丸	月	○		14,000
ミ	ミステリマガジン	月		○	11,000
	ミセス	月		○	12,000
メ	メンズクラブ(MEN'S CLUB)	月	○		9,000
モ	モア(MORE)	月		○	8,000
	モダン・インテリア	季	○		4,000
	モノ(MoNo)マガジン	月2	○		14,500
ヤ	山と溪谷	月	○		12,000
ユ	ユリイカ	月	○		15,000
	ゆうゆう	月		○	8,500
ヨ	横浜ウォーカー(YOKOHAMA Walker)	隔週	○		8,500
ラ	ランナーズ	月	○		8,500
	料理王国	月	○		12,000
	旅行読売	月	○		5,500
レ	歴史学研究	月		○	9,000
	歴史評論	月		○	11,000
	歴史読本	月	○	○	12,500
	レディブティック	月	○		10,000

平成23年度 雑誌購入リスト（児童）

	タイトル	刊行頻度	かもめ図書館	市立図書館	年間購入予定価格
ア	アニメージュ	月		○	10,000
エ	edu(エデュー)	月		○	8,500
	NHKおかあさんといっしょ	月	○	○	7,500
	おひさま	隔月		○	4,000
カ	かがくのとも	月	○	○	5,000
ケ	月刊ニュースがわかる	月	○	○	4,000
	月刊ポプラディア	月	○	○	9,000
コ	子供の科学	月	○	○	8,500
	こどもとしょかん	季		○	3,000
	子どもの文化	月		○	4,000
	子どもと読書	隔月		○	3,500
	こどもの図書館	月		○	8,000
	子どもと昔話	季		○	3,500
	こどものとも	月	○	○	5,000
	こどものとも0. 1. 2	月	○	○	5,000
	こどものとも年少版	月	○	○	5,000
	こどものとも年中向き	月	○	○	5,000
	こどもの本棚	月	○		5,000
	こどものくに たんぽぽ版	月		○	4,500
	こどものくに チューリップ版	月		○	4,500
	こどものくに ひまわり版	月		○	4,500
	コモ(Como)	月		○	9,500
シ	週刊ファミ通	週		○	21,000
	小学1年生	月		○	9,000
	小学2年生	月		○	9,000
	小学3年生	月		○	9,000
	小学4年生	月		○	9,000
	ジュニアエラ(junior AERA)	月		○	6,000
	しぜんのくに	月		○	5,000
セ	セブンティーン	月		○	7,000
タ	たくさんのふしぎ	月	○	○	8,500
	たのしい幼稚園	月	○		8,000
チ	ちいさなかがくのとも	月		○	5,000
テ	鉄道ファン	月		○	14,500
	てれびくん	月	○	○	7,500
ニ	nicola(ニコラ)	月		○	6,000
ヒ	ひよこクラブ	月		○(児)	7,500
ヘ	ベビーブック	月	○		8,000
ホ	ホビージャパン	月		○	13,500
メ	めばえ	月	○		7,000
モ	モエ(MOE)	月	○	○	10,000
ヨ	幼稚園	月		○	8,000

前田 輝男 教育長様

川久保 孝 学校教育部長様

日頃より小田原市の教育環境の整備に力を注がれ、子どもを産み、育てることに夢や希望がもてるような環境づくりに、全力で取り組まれておられますことに、心より敬意を表する次第であります。

特に、未来を担うかけがいのない子ども一人ひとりを大切にした教育の推進のため、たいへん厳しい財政状況の中で、教育関係予算につきまして、特段のご配慮をされていると伺い、現在、そして20年、30年後の小田原市の将来に大きな期待をいたすものであります。

さて、私たちの片浦地区は、“東洋のリビエラ”と評されることもあるほど風光明媚な所です。晴れた日には、遠く房総半島や大島まで望むことができる真っ青な相模湾に抱かれ、今でも漁業を職業にしている家庭もあるほど小田原の水産業の一翼を担っています。また、箱根火山の東側に位置する片浦地区の斜面では、一年中柑橘類が実り、温暖な気候と水はけのよい土地に合った果樹栽培で農業を営む家も、まだまだあります。片浦を訪れた方は、必ずと言っていいほど「素晴らしい所だ。」と口にされます。

しかし、市街化調整区域等のため、また少子化という時代の流れの中で、学校の児童数も年々減少の一途を辿っており、今年度より2・3年生が複式学級の対象となり、その解消のために県から加配をしていただいている状況です。また、平成21年度末で近くにあった小田原市立片浦中学校も、児童数の減少からやむなく小田原市立城山中学校に統合し、今までふれあいや交流の多かった中学校の存在のない寂しさを味わっています。

そこで、教育委員会のお骨折りにより平成22年6月30日の第1回“新しい学校づくり推進委員会”では、国立教育政策研究所の葉養正明氏を講師に招いて、日本各地の小規模特認校についての講演をしていただきました。新しい学校づくり推進委員会では、この講演をきっかけに、片浦小学校の将来について真剣に検討をしていく必要を実感し、地域の有識者の皆さんに声をいただくことになりました。平成22年8月11日“新しい学校づくりのための地域会”（仮称）の1回目を開催しました。自治会・民児協・育成会・子ども会・PTAの代表が、小規模特認校も視野に入れた片浦小学校の将来を話し合いました。「小学校は無くしたくない。」という声が多く聞かれました。

また、昨年12月3日・4日には、小田原市教育委員会の小規模特認校視察に新しい学校づくり推進委員も同行させていただくことができ、片浦小学校の将来の姿やそれに向かった取組が見えたように思いました。

そして、片浦地区自治会連合会としては、3月8日のPTA総会において“片浦小学校は小規模特認校の道を歩みたい”と意志決定された報告を受け、片浦地区自治会連合会も地域をあげて片浦小学校の小規模特認校の取組を全面的に支援し、将来片浦を担っていく子どもたちのために、汗を流して諸活動に取り組む所存であります。

学区が見直しとなり、小規模特認校となった場合には、「児童数増加のための環境づくり」「これから学校が地域と連携して特色ある学校づくりを行う際に、ハード・ソフト両面における予算面を含めた柔軟で十分な支援」及び「行政側が主体となった小規模特認校の周知活動」などにつきまして、行政の絶大なるご理解とご高配を切に要望申し上げる次第であります。

前田輝男教育長、川久保孝学校教育部長におかれましては、地域住民の心情をお汲み取りいただき、何卒特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月18日



片浦地区自治会連合会

会長・石橋自治会長	中井 英雄
米神自治会長	松本 勇
根府川自治会長	會田 高久
江之浦自治会長	森本 俊行

小田原市立片浦小学校PTAは、先のPTA総会において全会一致で「小規模特認校の申請」を決議いたしました。片浦地区自治会連合会と共に、片浦小学校の存続をかけた取組に、前田教育長・川久保部長をはじめとした小田原市教育委員会のご理解・ご支援を切にお願い申し上げます。

平成23年3月18日

小田原市立片浦小学校PTA

平成22年度会長 鈴木 敦子

平成23年度会長 松本 利洋

小田原市立片浦小学校PTAの果敢な挑戦に、前田教育長・川久保部長をはじめとした小田原市教育委員会の今までにも増したご支援・ご指導をよろしくお願い申し上げます。

平成23年3月18日

小田原市立片浦小学校

校長 高橋 綾子

議案第 5 号

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部の補助執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助執行事務)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、別表第1の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。

(専決等)

第3条 前条の規定により補助執行させる事務の決裁については、小田原市教育委員会事務決裁規程（平成10年小田原市教育委員会訓令第1号）の規定を準用する。

2 小田原市職員の職の設置等に関する規則（昭和42年小田原市規則第3号）別表第1に規定する支所長は、別表第2に掲げる事項を専決することができる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事務	職員
(1) 生涯学習政策の総合的企画及び調整に関すること。 (2) 社会教育委員に関すること。 (3) 社会教育指導者の養成に関すること。 (4) 社会教育関係団体に関すること。 (5) 学校施設の開放（社会教育開放に限る。）に関すること。 (6) 集会所の管理及び運営に関すること。 (7) 生涯学習に関する講座等開催及び情報提供並びに学習相談支援に関すること。 (8) 生涯学習センターの管理及び運営に関すること。 (9) 地区公民館の育成に関すること。 (10) 郷土文化館の管理及び運営に関すること。 (11) 郷土文化資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。 (12) 尊徳記念館の管理及び運営に関すること。 (13) 二宮尊徳に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。	文化部長、文化部副部長及び生涯学習課の職員

<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財保護の企画及び調整に関すること。 (2) 文化財の指定及び指定の解除に関すること。 (3) 文化財の調査、保存及びその活用に関すること。 (4) 文化財の普及及び啓発に関すること。 (5) 文化財保護委員会に関すること。 (6) 小田原城跡の調査及び整備の企画及び実施に関すること。 (7) 国指定史跡の調査及び保存に関すること。 (8) 埋蔵文化財の発掘調査及び保存に関すること。 	文化部長、文化部副部長及び文化財課の職員
<ul style="list-style-type: none"> (1) 図書館活動の総合的企画及び調整に関すること。 (2) 図書館の管理及び運営に関すること。 (3) 図書館協議会に関すること。 (4) 図書館関係機関及び図書館関係団体との連絡及び調整に関すること。 (5) 図書館資料の運用に関すること。 (6) 図書館資料及び地域資料の調査及び研究に関すること。 (7) 自動車文庫の運営に関すること。 (8) 視聴覚ライブラリーに関すること。 (9) 文学館の管理及び運営に関すること。 	文化部長、文化部副部長及び図書館の職員
学校施設の開放（スポーツ開放に限る。）に関すること。	文化部長、文化部副部長及びスポーツ課の職員
<ul style="list-style-type: none"> (1) 青少年の体験交流学习に関すること。 (2) 青少年指導者及び育成者に関すること。 (3) 塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関すること。 	子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員
<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習センター分館の使用許可に関すること。 (2) 図書館分館の資料の運用に関すること。 	戸籍住民課の職員

別表第2（第3条関係）

専決事項
生涯学習センター分館の使用許可

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

[制定理由]

地方自治法の規定に基づき、小田原市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 補助執行事務（第2条及び別表第1関係）

教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる職員に補助執行させることとする。

事務	職員
(1) 生涯学習政策の総合的企画及び調整に関する事 (2) 社会教育委員に関する事 (3) 社会教育指導者の養成に関する事 (4) 社会教育関係団体に関する事 (5) 学校施設の開放（社会教育開放に限る。）に関する事 (6) 集会所の管理及び運営に関する事 (7) 生涯学習に関する講座等開催及び情報提供並びに学習相談支援に関する事 (8) 生涯学習センターの管理及び運営に関する事 (9) 地区公民館の育成に関する事 (10) 郷土文化館の管理及び運営に関する事 (11) 郷土文化資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する事 (12) 尊徳記念館の管理及び運営に関する事 (13) 二宮尊徳に関する資料の収集、保管及び展示に関する事	文化部長、文化部副部長及び生涯学習課の職員
(1) 文化財保護の企画及び調整に関する事 (2) 文化財の指定及び指定の解除に関する事 (3) 文化財の調査、保存及びその活用に関する事 (4) 文化財の普及及び啓発に関する事 (5) 文化財保護委員会に関する事 (6) 小田原城跡の調査及び整備の企画及び実施に関する事 (7) 国指定史跡の調査及び保存に関する事 (8) 埋蔵文化財の発掘調査及び保存に関する事	文化部長、文化部副部長及び文化財課の職員

(1) 図書館活動の総合的企画及び調整に関すること。 (2) 図書館の管理及び運営に関すること。 (3) 図書館協議会に関すること。 (4) 図書館関係機関及び図書館関係団体との連絡及び調整に関すること。 (5) 図書館資料の運用に関すること。 (6) 図書館資料及び地域資料の調査及び研究に関すること。 (7) 自動車文庫の運営に関すること。 (8) 視聴覚ライブラリーに関すること。 (9) 文学館の管理及び運営に関すること。	文化部長、文化部副部長及び図書館の職員
学校施設の開放（スポーツ開放に限る。）に関すること。	文化部長、文化部副部長及びスポーツ課の職員
(1) 青少年の体験交流学习に関すること。 (2) 青少年指導者及び育成者に関すること。 (3) 塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関すること。	子ども青少年部長、子ども青少年部副部長及び青少年課の職員
(1) 生涯学習センター分館の使用許可に関すること。 (2) 図書館分館の資料の運用に関すること。	戸籍住民課の職員

2 専決等

(1) 小田原市教育委員会事務決裁規程の準用（第3条関係）

補助執行させる事務の決裁については、小田原市教育委員会事務決裁規程の規定を準用することとする。

(2) 支所長の専決（第3条及び別表第2関係）

支所長は、生涯学習センター分館の使用許可に関する事務を専決することができることとする。

[適用]

平成23年4月1日

議案第 6 号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(部、課及び係の設置)</p> <p>第2条 <u>教育委員会事務局に次の部、課及び係を置く。</u></p> <p><u>教育部</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>教育総務課 総務係 施設係</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>保健給食課 保健係 給食係</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>教育指導課 指導係 相談係 学事係 教職員係</u></p> <p style="text-align: center;">(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>教育部</u></p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課</p> <p style="padding-left: 4em;">(1)～(22) (略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(23) <u>その他の課の所管に属しない事項</u>に関すること。</p> <p><u>保健給食課</u></p>	<p style="text-align: center;">(部、課及び担当の設置)</p> <p>第2条 <u>教育委員会事務局に次の部、課及び担当を置く。</u></p> <p><u>学校教育部</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>教育総務課 総務担当 施設担当</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>学校教育課 学事担当 教職員担当 保健担当 給食担当</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>教育指導課 指導担当 相談担当</u></p> <p><u>生涯学習部</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>生涯学習政策課 学習政策担当</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>青少年課 児童文化・育成担当</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>文化財課 文化財担当 城跡整備担当 総構整備担当</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>スポーツ課 管理担当 スポーツ振興担当</u></p> <p style="text-align: center;">(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>学校教育部</u></p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課</p> <p style="padding-left: 4em;">(1)～(22) (略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(23) <u>その他の部課の所管に属しない事項</u>に関すること。</p> <p><u>学校教育課</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) 県費負担教職員のサービスの監督及び任免その他の人事に係る内申に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2) 幼稚園長、幼稚園教諭のサービスの監督に関すること。</u></p>

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

教育指導課

- (1)～(7) (略)
- (8) 県費負担教職員のサービスの監督及び任免その他の人事に係る内申に関すること。
- (9) 幼稚園長、幼稚園教諭のサービスの監督に関すること。
- (10) 県費負担教職員の福利厚生に関すること。
- (11) 学級編制に関すること。
- (12) 学齢簿の編成、整備及び保管に関すること。

- (3) 県費負担教職員の福利厚生に関すること。
- (4) 学級編制に関すること。
- (5) 学齢簿の編成、整備及び保管に関すること。
- (6) 園児の入園及び退園に関すること。
- (7) 学齢児童及び学齢生徒の就学に関すること。
- (8) 児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
- (9) 私立幼稚園との連絡調整に関すること。
- (10) 児童及び生徒の就学援助並びに幼児の就園奨励に関すること。
- (11) 奨学基金に関すること。
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)

教育指導課

- (1)～(7) (略)

- (13) 園児の入園及び退園に関すること。
- (14) 学齢児童及び学齢生徒の就学に関すること。
- (15) 児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
- (16) 私立幼稚園との連絡調整に関すること。
- (17) 児童及び生徒の就学援助並びに幼児の就園奨励に関すること。
- (18) 奨学基金に関すること。

生涯学習部

生涯学習政策課

- (1) 生涯学習政策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 学校施設の開放（社会教育開放に限る。）に関すること。
- (4) 人権教育に関すること。
- (5) 芸術文化に関すること。
- (6) 社会教育指導者の養成に関すること。
- (7) 社会教育関係団体に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。

青少年課

- (1) 青少年育成の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 青少年の交流活動に関すること。
- (3) 青少年問題協議会に関すること。
- (4) 青少年指導者及び育成者に関すること。
- (5) 成人式に関すること。
- (6) 放課後児童クラブに関すること。
- (7) 児童文化事業に関すること。

文化財課

- (1) 文化財保護の企画及び調整に関する

こと。

(2) 文化財の指定及び指定の解除に関する
こと。

(3) 文化財の調査、保存及びその活用
に関すること。

(4) 文化財の普及及び啓発に関する
こと。

(5) 文化財保護委員会に関する
こと。

(6) 小田原城跡の調査及び整備の企画
及び実施に関する
こと。

(7) 国指定史跡の調査及び保存に
関する
こと。

スポーツ課

(1) 社会体育の総合的企画に関する
こと。

(2) スポーツ・レクリエーションの振興
に関する
こと。

(3) スポーツ振興審議会に関する
こと。

(4) 小田原市体育施設条例（昭和39年
小田原市条例第21号）第2条第2項
第1号から第4号までに規定する体育
施設及び小田原市営プール条例（昭和
39年小田原市条例第31号）第2条
各号に規定するプール（以下この条に
おいて「体育施設等」という。）の運
営管理に関する
こと。

(5) 体育施設等の使用許可に関する
こと。

(6) 学校施設の開放（スポーツ開放に限
る。）に関する
こと。

(7) 体育指導委員に関する
こと。

(8) 社会体育指導者の養成に関する
こと。

(9) スポーツ実技指導者派遣に関する
こ
と。

(10) 各種大会及び競技会に関する
こと。

(11) 体育団体の指導育成に関する
こと。

(12) 財団法人小田原市体育協会との連
関
する
こと。

(学校給食共同調理場)

第4条 小田原市学校給食共同調理場設置条例(昭和57年小田原市条例第38号)第2条第1項の規定により設置された学校給食共同調理場は、教育部保健給食課に属する。

(教育研究所)

第5条 小田原市教育研究所設置条例(昭和31年小田原市条例第33号)第2条の規定により設置された小田原市教育研究所(以下この条において「教育研究所」という。)は、教育部教育指導課に属する。

2 (略)

絡調整に関すること。

(13) 健康ウォーク大会の開催に関する
こと。

(学校給食共同調理場)

第4条 小田原市学校給食共同調理場設置条例(昭和57年小田原市条例第38号)第2条第1項の規定により設置された学校給食共同調理場は、学校教育部学校教育課に属する。

(教育研究所)

第5条 小田原市教育研究所設置条例(昭和31年小田原市条例第33号)第2条の規定により設置された小田原市教育研究所(以下この条において「教育研究所」という。)は、学校教育部教育指導課に属する。

2 (略)

(集会所)

第6条 小田原市集会所条例(昭和61年小田原市条例第4号)第2条の規定により設置された小田原市集会所は、生涯学習部生涯学習政策課に属する。

(生涯学習センター)

第7条 小田原市生涯学習センター条例(平成18年小田原市条例第49号)第1条第1項の規定により設置された生涯学習センター(以下この条において「生涯学習センター」という。)は、生涯学習部生涯学習政策課に属し、生涯学習センターに生涯学習センター担当を置く。

2 生涯学習センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する情報提供及び学習相談支援に関すること。
- (2) 生涯学習に関する総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 講座、講習会、講演会等の開催に関すること。
- (5) 生涯学習センターの施設等の利用の提供に関すること。
- (6) 地区公民館の育成に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に必要な事業に関すること。

(郷土文化館)

第8条 小田原市郷土文化館条例（昭和39年小田原市条例第19号）第2条の規定により設置された小田原市郷土文化館（以下この条において「郷土文化館」という。）は、生涯学習部生涯学習政策課に属し、郷土文化館に郷土文化館担当を置く。

2 郷土文化館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 郷土文化館の運営管理に関すること。
- (2) 郷土文化館の使用許可に関すること。
- (3) 郷土文化資料の収集及び調査研究に関すること。

(尊徳記念館)

第9条 小田原市尊徳記念館条例（昭和62年小田原市条例第31号）第2条の規定により設置された小田原市尊徳記念館（以下この条において「尊徳記念館」という。）は、生涯学習部生涯学習政策課に属し、尊徳記念館に

尊徳記念館担当を置く。

2 尊徳記念館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 尊徳記念館の運営管理に関すること。
- (2) 尊徳記念館の使用許可に関すること。
- (3) 二宮尊徳に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。

(青少年相談センター)

第10条 小田原市青少年相談センター条例

(昭和44年小田原市条例第55号) 第2条の規定により設置された小田原市青少年相談センター(以下この条において「青少年相談センター」という。)は、生涯学習部青少年課に属し、青少年相談センターに青少年相談担当を置く。

2 青少年相談センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 青少年相談センターの運営管理に関すること。
- (2) 青少年関係団体に関すること。

(塔ノ峰青少年の家)

第11条 小田原市塔ノ峰青少年の家条例

(昭和39年小田原市条例第58号) 第2条の規定により設置された小田原市塔ノ峰青少年の家は、生涯学習部青少年課に属する。

(総合文化体育館)

第12条 小田原市総合文化体育館条例

(平成8年小田原市条例第20号) 第2条の規定により設置された小田原市総合文化体育館は、生涯学習部スポーツ課に属する。

(小田原テニスガーデン)

第13条 小田原テニスガーデン条例（平成9年小田原市条例第4号）第2条の規定により設置された小田原テニスガーデンは、生涯学習部スポーツ課に属する。

(図書館)

第14条 小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）第1条第1項の規定により設置された図書館は、生涯学習部に属し、図書館に次の担当を置く。

管理担当 サービス担当

2 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 図書館活動の総合的企画及び調査に関すること。
- (2) 図書館の運営管理に関すること。
- (3) 図書館協議会に関すること。
- (4) 図書館関係機関及び図書館関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (5) 図書館資料の選択、整理及び保管に関すること。
- (6) 図書館資料の利用のための相談、閲覧及び貸出しに関すること。
- (7) 図書館資料の調査及び研究に関すること。
- (8) 自動車文庫の運営に関すること。
- (9) 視聴覚ライブラリーに関すること。
- (10) 児童室の運営に関すること。
- (11) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、展示会その他各種集会に関すること。
- (12) 読書団体等の指導及び育成に関すること。
- (13) 市史に関すること。

(小田原文学館)

第15条 小田原文学館条例（平成6年小田原市条例第22号）第2条により設置された小田原文学館は、図書館に属する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

組織機構の再編整備に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 教育委員会事務局の組織に関する規定の整備（第2条、第4条及び第5条関係）

(1) 学校教育部の組織の変更

学校教育部の名称を教育部に変更することとし、当該部に置く課等を次のように変更することとする。

改正後	改正前
教育総務課 総務係 施設係	教育総務課 総務担当 施設担当
保健給食課 保健係 給食係	学校教育課 学事担当 教職員担当
教育指導課 指導係 相談係 学事係	保健担当 給食担当
教職員係	教育指導課 指導担当 相談担当

(2) 生涯学習部の廃止

スポーツ及び文化に関する事務を市長が管理し、及び執行することとされることに伴い、生涯学習部を廃止することとする。

2 課の事務分掌に関する規定の整備（第3条関係）

(1) 学校教育部の課の事務分掌の変更

学校教育課の分掌する事務のうち次に掲げる事務を教育指導課に移管することとするとともに、学校教育課の名称を保健給食課に変更することとする。

ア 県費負担教職員のサービスの監督及び任免その他の人事に係る内申に関すること。

イ 幼稚園長、幼稚園教諭のサービスの監督に関すること。

ウ 県費負担教職員の福利厚生に関すること。

エ 学級編制に関すること。

オ 学齢簿の編成、整備及び保管に関すること。

カ 園児の入園及び退園に関すること。

キ 学齢児童及び学齢生徒の就学に関すること。

- ク 児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
- ケ 私立幼稚園との連絡調整に関すること。
- コ 児童及び生徒の就学援助並びに幼児の就園奨励に関すること。
- サ 奨学基金に関すること。

(2) 生涯学習部の廃止に伴う規定の整備

生涯学習部の廃止に伴い、その事務分掌に係る規定を削除することとする。

[適用]

平成23年 4 月 1 日

議案第 7 号

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																																							
<p>小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる主管課の略字は、次のとおりとする。</p>		<p>小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる主管課の略字は、次のとおりとする。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課等名</th> <th>略字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>教総</td> </tr> <tr> <td>保健給食課</td> <td>教保</td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> <td>教指</td> </tr> <tr> <td>教育研究所</td> <td>教研</td> </tr> </tbody> </table>	課等名	略字	教育総務課	教総	保健給食課	教保	教育指導課	教指	教育研究所	教研		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課、館等名</th> <th>略字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>教総</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>教学</td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> <td>教指</td> </tr> <tr> <td>教育研究所</td> <td>教研</td> </tr> <tr> <td>生涯学習政策課</td> <td>教生</td> </tr> <tr> <td>郷土文化館</td> <td>教生郷</td> </tr> <tr> <td>尊徳記念館</td> <td>教生尊</td> </tr> <tr> <td>青少年課</td> <td>教青</td> </tr> <tr> <td>青少年相談センター</td> <td>教青相</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td>教文</td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td>教ス</td> </tr> <tr> <td>生涯学習センター</td> <td>教生セ</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図</td> </tr> </tbody> </table>	課、館等名	略字	教育総務課	教総	学校教育課	教学	教育指導課	教指	教育研究所	教研	生涯学習政策課	教生	郷土文化館	教生郷	尊徳記念館	教生尊	青少年課	教青	青少年相談センター	教青相	文化財課	教文	スポーツ課	教ス	生涯学習センター	教生セ	図書館	図	
課等名	略字																																								
教育総務課	教総																																								
保健給食課	教保																																								
教育指導課	教指																																								
教育研究所	教研																																								
課、館等名	略字																																								
教育総務課	教総																																								
学校教育課	教学																																								
教育指導課	教指																																								
教育研究所	教研																																								
生涯学習政策課	教生																																								
郷土文化館	教生郷																																								
尊徳記念館	教生尊																																								
青少年課	教青																																								
青少年相談センター	教青相																																								
文化財課	教文																																								
スポーツ課	教ス																																								
生涯学習センター	教生セ																																								
図書館	図																																								

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

[改正理由]

組織機構の再編整備に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

教育委員会事務局の組織が変更され、学校教育課の名称が保健給食課に変更されることに伴い、当該課の文書の記号に用いる略字を次のように変更することとするほか、生涯学習部の廃止に伴う規定の整備を行うこととする。（本則関係）

改 正 後	改 正 前
教 保	教 学

[適 用]

平成23年 4 月 1 日

議案第 8 号

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>副部長</u> 職名規則別表第2に規定する副部長をいう。</p> <p>(3) <u>管理監</u> 職名規則別表第2に規定する管理監をいう。</p> <p>(4) 課長 職名規則別表第1に規定する課長及び職名規則別表第2に規定する担当課長をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>指導主事</u> 職名規則別表第2に規定する指導主事をいう。</p> <p>(8) <u>副課長</u> 職名規則別表第2に規定する副課長及び担当副課長をいう。</p> <p>(9) <u>園長</u> 学校組織規則第13条第1項に規定する園長をいう。</p> <p>(10) <u>専門監</u> 職名規則別表第2に規定する専門監をいう。</p> <p>(11) <u>係長</u> 職名規則別表第1に規定する係長をいう。</p> <p>(12) <u>副園長</u> 学校組織規則第13条第1項に規定する副園長をいう。</p> <p>(付議事項)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次長</u> 職名規則別表第2に規定する次長をいう。</p> <p>(3) <u>参事</u> 職名規則別表第2に規定する参事をいう。</p> <p>(4) 課長 職名規則別表第1に規定する課長及び<u>館長並びに</u>職名規則別表第2に規定する担当課長をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>課長補佐</u> 職名規則別表第2に規定する課長補佐及び館長補佐をいう。</p> <p>(8) <u>主幹</u> 職名規則別表第2に規定する主幹をいう。</p> <p>(9) <u>担当主査</u> 職名規則別表第1及び別表第2に規定する担当主査をいう。</p> <p>(10) <u>園長</u> 学校組織規則第13条に規定する園長をいう。</p> <p>(付議事項)</p>

<p>第3条 次に掲げる事項は、教育委員会会議に付さなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育長並びに部長、<u>副部長、管理監、課長、指導主事、副課長、専門監、係長、社会教育主事、園長及び副園長</u>の任免、分限及び懲戒に関する事。</p> <p>(3)～(19) (略)</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第5条 教育長は、前2条に規定するものを除き、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 教育長並びに部長、<u>副部長、管理監、課長、指導主事、副課長、専門監、係長、社会教育主事、園長及び副園長</u>を除く教育委員会職員<small>の</small>任免、分限及び懲戒に関する事。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条 次に掲げる事項は、教育委員会会議に付さなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育長並びに部長、<u>次長、参事、課長、課長補佐、主幹、担当主査、指導主事、社会教育主事及び園長</u>の任免、分限及び懲戒に関する事。</p> <p>(3)～(19) (略)</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第5条 教育長は、前2条に規定するものを除き、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 教育長並びに部長、<u>次長、参事、課長、課長補佐、主幹、担当主幹、指導主事、社会教育主事及び園長</u>を除く教育委員会職員<small>の</small>任免、分限及び懲戒に関する事。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

職制の変更に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

職制の変更に伴い、教育委員会会議の付議事項及び教育長の専決事項に係る規定を整備することとする。（第3条及び第5条関係）

[適 用]

平成23年 4 月 1 日

議案第9号

小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15号の規定に基づき、議決を求める。

平成23年3月24日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則（平成15年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときにおいて、その職務を代理する事務局の職員は、次の各号に掲げる者とし、その順序は、当該各号の順序による。</p> <p>(1) <u>教育部長</u></p> <p>(2) <u>教育部副部長</u></p> <p>(3) <u>教育部管理監</u></p> <p>(4) <u>教育部教育総務課長</u></p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときにおいて、その職務を代理する事務局の職員は、次の各号に掲げる者とし、その順序は、当該各号の順序による。</p> <p>(1) <u>学校教育部長</u></p> <p>(2) <u>生涯学習部長</u></p> <p>(3) <u>学校教育部次長</u></p> <p>(4) <u>生涯学習部次長</u></p> <p>(5) <u>学校教育部教育総務課長</u></p> <p>(6) <u>生涯学習部生涯学習政策課長</u></p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

組織機構の再編整備に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

教育委員会事務局の組織が変更されることに伴い、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときにおいてその職務を代理する事務局の職員及びその順序を次のように変更することとする。（本則関係）

改 正 後	改 正 前
(1) 教育部長	(1) 学校教育部長
(2) 教育部副部長	(2) 生涯学習部長
(3) 教育部管理監	(3) 学校教育部次長
(4) 教育部教育総務課長	(4) 生涯学習部次長
	(5) 学校教育部教育総務課長
	(6) 生涯学習部生涯学習政策課長

[適 用]

平成23年4月1日

議案第10号

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15号の規定に基づき、議決を求める。

平成23年3月24日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(その他の職名) 第5条 前2条に規定するもののほか、教育委員会において用いる職名及び職に充てる職員は、別表第4のとおりとする。	(その他の職名) 第5条 前3条に規定するもののほか、教育委員会において用いる職名及び職に充てる職員は、別表第4のとおりとする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	職名	職に充てる職員
部	部長	事務職員又は技術職員
課	課長	事務職員又は技術職員
係	係長	事務職員又は技術職員
園	園長	事務職員

別表第2（第3条関係）

(1)

職名	職に充てる職員
理事	事務職員又は技術職員

(2)

区分	職名	職に充てる職員
部	副部長	事務職員又は技術職員
	管理監	
課	担当課長	事務職員又は技術職員
	指導主事	
	副課長	
	担当副課長	
	専門監	
係又は係に準ずるところ	主査	事務職員又は技術職員

	主任	技能職員
	技能主査	
	上級技能主任	
	技能主任	
	業務主査	業務職員
	上級業務主任	
	業務主任	
園	副園長	事務職員

別表第3（第4条関係）

職名	職務内容
理事	事務事業の進行管理及び総合調整に関すること。
部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 上司の職務を補佐すること。 2 部の基本計画の策定に関すること。 3 事務事業遂行のために必要な情報の収集、分析及び提供に関すること。 4 部の事務事業の進行管理及び総合調整に関すること。 5 部の職員の配置調整に関すること。 6 部の職員の指揮監督に関すること。 7 部の業務の改善に関すること。 8 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。 9 部の職員の能力育成及び啓発に関すること。
副部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長の職務を補佐すること。 2 部長の指示する事務を分担処理すること。 3 部の事務事業の調整に関すること。 4 部の基本計画の策定に参画すること。 5 担当業務の改善に関すること。 6 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。
管理監	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長の特定職務を補佐すること。 2 部長の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。 3 担当業務の改善に関すること。 4 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。
課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 上司の職務を補佐すること。 2 部の基本計画に基づく課の実施計画の策定に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 3 課の予算の執行管理に関すること。 4 課の事務事業遂行のために必要な情報の収集、分析及び提供に関すること。 5 担当の事務分掌に関すること。 6 課の職員の事務分担及び配置調整に関すること。 7 課の職員の指揮監督に関すること。 8 課の業務の改善に関すること。 9 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。 10 課の職員の能力育成及び啓発に関すること。 11 課内の秩序維持に関すること。
担当課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 上司の職務を補佐すること。 2 上司の指示する特定事項の推進及び調整に関すること。 3 特定事項に係る職員の指揮監督に関すること。 4 特定事項に係る業務の改善に関すること。 5 特定事項を円滑に展開するための環境形成に関すること。 6 特定事項に係る職員の能力育成及び啓発に関すること。
指導主事	<ul style="list-style-type: none"> 1 上司の職務を補佐すること。 2 学校の教育に関する専門的事項の指導に関すること。
副課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 課長の職務を補佐すること。 2 課長の指示する特定事務を処理すること。 3 課の諸計画の策定に参画すること。 4 担当業務の改善に関すること。 5 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。
担当副課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 課長の職務を補佐すること。 2 課長の指示する特定事項に係る事務を処理すること。 3 課の特定事項に係る諸計画の策定に参画すること。 4 担当業務の改善に関すること。 5 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。
園長	<ul style="list-style-type: none"> 1 課長の職務を補佐すること。 2 園の予算の執行管理に関すること。 3 園の事務事業遂行のために必要な情報の収集、分析及び提供に関すること。 4 園の職員の事務分担及び配置調整に関すること。 5 園の職員の指揮監督に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 6 園の業務の改善に関する事。 7 業務を円滑に展開するための環境形成に関する事。 8 園の職員の能力育成及び啓発に関する事。 9 園内の秩序維持に関する事。
専門監	<ul style="list-style-type: none"> 1 課長の特定職務を補佐する事。 2 課長の指示する特定事項の調査及び研究に関する事。 3 担当業務の改善に関する事。 4 業務を円滑に展開するための環境形成に関する事。
係長	<ul style="list-style-type: none"> 1 上司の職務を補佐する事。 2 課の実施計画に基づく係の細部計画の策定に関する事。 3 事務配分に関する事。 4 職員の指揮監督に関する事。 5 課の事務事業遂行のために必要な情報の収集、分析及び提供に関する事。 6 担当業務の改善に関する事。 7 業務を円滑に展開するための環境形成に関する事。 8 職員の能力育成及び啓発に関する事。 9 職場環境の整備に関する事。 10 係間の相互援助に関する事。
副園長	<ul style="list-style-type: none"> 1 園長の職務を補佐する事。 2 事務配分に関する事。 3 職員の指揮監督に関する事。 4 園の事務事業遂行のために必要な情報の収集、分析及び提供に関する事。 5 担当業務の改善に関する事。 6 業務を円滑に展開するための環境形成に関する事。 7 職員の能力育成及び啓発に関する事。 8 職場環境の整備に関する事。
主査（技能主査及び業務主査を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 1 係長の職務を補佐する事。 2 上司の命を受け、相当困難な分掌事務を処理する事。 3 事務事業遂行のために必要な情報の収集及び提供に関する事。
主任（上級技能主任、技能主任、上級業務主任及び業務主任を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 1 係長の職務を補佐する事。 2 上司の命を受け、困難な分掌事務を処理する事。 3 事務事業遂行のために必要な情報の収集及び提供に関する事。

別表第4（第5条関係）

区分	職名	職に充てる職員
事務職	主事	事務職員
	主事補	
	教諭	
技術職	主事	技術職員
	主事補	
	栄養士	
技能職	汽缶士	技能職員
	整備員	
	調理師	
業務職	用務員	業務職員
	作業員	
	給食調理員	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

[改正理由]

組織機構の再編整備及び職制の変更に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

教育委員会事務局の組織及び職制が変更されることに伴い、教育委員会において用いる職名を次のように変更することとともに、新たに設置する職の職務に係る規定を整備することとする。(別表第1～別表第4関係)

新設する職名	廃止する職名
副 部 長	次 長
管 理 監	参 事
指 導 主 事	館 長
副 課 長	課 長 補 佐
担 当 副 課 長	館 長 補 佐
専 門 監	主 幹
係 長	担 当 主 査
上級技能主任	分 館 長
上級業務主任	上 級 主 査
副 園 長	助 教 諭
	自動車運転手
	学芸員補助員

[適 用]

平成23年4月1日

議案第 1 1 号

小田原市立学校組織規則等の一部を改正する規則

小田原市立学校組織規則等の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市立学校組織規則等の一部を改正する規則

(小田原市立学校組織規則の一部改正)

第1条 小田原市立学校組織規則(昭和30年小田原市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第13条 市立幼稚園に、<u>次に掲げる職員</u>を置く。</p> <p>(1) <u>園長</u></p> <p>(2) <u>副園長</u></p> <p>(3) <u>教諭</u></p> <p>(4) <u>事務職員</u></p> <p>(5) <u>幼稚園医</u></p> <p>(6) <u>幼稚園歯科医</u></p> <p><u>2 前項第2号の副園長は、特別の事情があるときは、置かないことができる。</u></p> <p>(小学校等の規定の準用)</p> <p>第14条 <u>第5条から第9条まで(第6条を除く。)</u>の規定は、市立幼稚園について準用する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第13条 市立幼稚園に、<u>園長</u>を置く。</p> <p>(小学校等の規定の準用)</p> <p>第14条 <u>第2条及び第4条から第9条まで(第6条を除く。)</u>の規定は、市立幼稚園について準用する。</p>

(小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則(昭和58年小田原市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 <u>削除</u></p>	<p><u>(園務主任)</u></p> <p>第11条 <u>幼稚園に園務主任を置く。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 園務主任は、教諭のうちから教育委員会が</u></p>

	<p style="text-align: center;"><u>任命する。</u></p> <p><u>3 園務主任は、園長の命を受け、園務を掌握する。</u></p>
--	--

(小田原市立学校文書管理規則の一部改正)

第3条 小田原市立学校文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(文書取扱責任者)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 文書取扱責任者は、事務職員をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(文書取扱責任者)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 文書取扱責任者は、事務職員<u>又は園務主任</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

小田原市立学校組織規則等の一部を改正する規則

[改正理由]

組織機構の再編に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

- 1 市立幼稚園に副園長を設置するとともに、市立幼稚園に設置する職員について
所要の規定の整備を行うこととする。（改正規則第1条関係）
- 2 市立幼稚園における園務主任の職を廃止することとする。（改正規則第2条及
び第3条関係）

[適 用]

平成23年 4 月 1 日

議案第 1 2 号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第24条 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、<u>校長が行う。ただし、その承認又は届出の受理が学校の業務の正常な運営に支障を来すおそれのある場合は、あらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(出張)</p> <p>第25条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、<u>外国へ出張の場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。</u></p>	<p>(休暇)</p> <p>第24条 職員（校長を含む。以下同じ）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>校長の休暇が3日を超える場合は、教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が行う。</u></p> <p>(2) <u>学校の業務の正常な運営に支障を来すおそれのある場合は、教育委員会の意見を聴いて校長が行う。</u></p> <p>(3) <u>前2号以外の場合は、校長が行う。</u></p> <p>(出張)</p> <p>第25条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、<u>その日数が5日を超える場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。</u></p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

神奈川県教育委員会事務決裁規程が一部改正され、教育機関等の長の専決事項が変更されたことに伴い、本市の校長についてこれに準じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

校長は、当該職に係る次の事務を専決するものとする。（第24条及び第25条関係）

- (1) 休暇の承認又は届出の受理
- (2) 出張の命令

[適 用]

平成23年4月1日

議案第 13 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 15 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 23 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
様式第26号その2及び第26号その3を次のように改める。

様式第26号（第28条関係）その2 通常学級用

(指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科の学習の記録										外国語活動の記録																									
I 観点別学習状況										観点		学年		5		6																			
教科	観点	学年								1		2		3		4		5		6															
国語	国語への関心・意欲・態度									コミュニケーションへの関心・意欲・態度																									
	話す・聞く能力									外国語への慣れ親しみ																									
	書く能力									言語や文化に関する気付き																									
	読む能力																																		
	言語についての知識・理解・技能																																		
社会	社会的事象への関心・意欲・態度	/	/																																
	社会的な思考・判断・表現	/	/																																
	観察・資料活用 of 技能	/	/																																
	社会的事象についての知識・理解	/	/																																
算数	算数への関心・意欲・態度									総合的な学習の時間の記録																									
	数学的な考え方									学年	学習活動	観点	評価																						
	数量や図形についての技能									3																									
	数量や図形についての知識・理解																																		
理科	自然事象への関心・意欲・態度	/	/																																
	科学的な思考・表現	/	/																																
	観察・実験の技能	/	/																																
生活	生活への関心・意欲・態度	/	/	/	/	/	/	/	/	4																									
	活動や体験についての思考・表現	/	/	/	/	/	/	/																											
	身近な環境や自分についての気付き	/	/	/	/	/	/	/																											
音楽	音楽への関心・意欲・態度									5																									
	音楽表現の創意工夫																																		
	音楽表現の技能 鑑賞の能力																																		
図画工作	造形への関心・意欲・態度									5																									
	発想や構想の能力																																		
	創造的な技能 鑑賞の能力																																		
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度	/	/	/	/	/	/	/	/	6																									
	生活を創意工夫する能力	/	/	/	/	/	/	/																											
	生活の技能	/	/	/	/	/	/	/																											
	家庭生活についての知識・理解	/	/	/	/	/	/	/																											
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度									特別活動の記録																									
	運動や健康・安全についての思考・判断									内容	観点	学年	1	2	3	4	5	6																	
	運動の技能									学級活動																									
健康・安全についての知識・理解	/	/						児童会活動																											
II 評 定														学級活動																					
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作															家庭	体育	児童会活動											
3										クラブ活動																									
4																																			
5																																			
6																																			

児 童 氏 名

行 動 の 記 録													
項 目	学 年						項 目	学 年					
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣							思いやり・協力						
健康・体力の向上							生命尊重・自然愛護						
自主・自律							勤労・奉仕						
責任感							公正・公平						
創意工夫							公共心・公德心						

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項												
第 1 学 年						第 4 学 年						
第 2 学 年						第 5 学 年						
第 3 学 年						第 6 学 年						

出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

様式第26号（第28条関係）その3 通常学級用

通常学級用

小学校児童指導要録抄本

学籍に関する記録								
児童	フリガナ 氏名	性別	学校名及び所在地					
		年 月 日生						
	現住所							
	卒業	年 月 日						
指導に関する記録（第6学年）								
各教科の学習の記録			外国語活動の記録					
教科	I 観点別学習状況		II 観点		評価			
	観点		評定					
国語	国語への関心・意欲・態度			コミュニケーションへの関心・意欲・態度				
	話す・聞く能力			外国語への慣れ親しみ				
	書く能力							
	読む能力			言語や文化に関する気付き				
	言語についての知識・理解・技能							
社会	社会的事象への関心・意欲・態度		総合的な学習の時間の記録					
	社会的な思考・判断・表現							
	観察・資料活用の技能					学習活動	観点	評価
	社会的事象についての知識・理解							
算数	算数への関心・意欲・態度		特別活動の記録					
	数学的な考え方							
	数量や図形についての技能							
	数量や図形についての知識・理解							
理科	自然事象への関心・意欲・態度		内容	観点	活動の状況			
	科学的な思考・表現		学級活動					
	観察・実験の技能		児童会活動					
	自然現象についての知識・理解		クラブ活動					
生活	生活への関心・意欲・態度		行動の記録					
	活動や体験についての思考・表現		項目		行動の状況			
	身近な環境や自分についての気付き		基本的な生活習慣					
			健康・体力の向上					
音楽	音楽への関心・意欲・態度		自主・自律					
	音楽表現の創意工夫		責任感					
	音楽表現の技能		創意工夫					
	鑑賞の能力		思いやり・協力					
図画工作	造形への関心・意欲・態度		生命尊重・自然愛護					
	発想や構想の能力		勤労・奉仕					
	創造的な技能		公正・公平					
	鑑賞の能力		公共心・公德心					
総合所見及び指導上参考となる諸事項								
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度		この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。 年 月 日					
	生活を創意工夫する能力							
	生活の技能							
	家庭生活についての知識・理解							
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度		学 校 名 校 長 氏 名					
	運動や健康・安全についての思考・判断							
	運動の技能							
	健康についての知識・理解							

様式第26号その5を次のように改める。

様式第26号（第28条関係）その5 特別支援学級用

特別支援学級用 小学校児童指導要録抄本

学籍に関する記録					
児童	フリガナ 氏名		性別		学校名及び所在地
		年 月 日	日生		
	現住所				
	卒業	年 月 日			
指導に関する記録（第6学年）					
学習の記録					
教科等	生 活		図 画 工 作		
	国 語		体 育		
	算 数		特 別 活 動		
	音 楽		自 立 活 動		
総合的な 学習の時間 の記録					
行動の 記録					
総合所見及び指導上参考となる諸事項					
<p>この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">学 校 名 校 長 氏 名</p>					

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

新たな小学校学習指導要領の全面実施に伴う所要の様式の整備を行うため改正する。

[内 容]

市立小学校の指導要録及びその抄本の様式を平成23年度から全面実施される小学校学習指導要領に対応した様式に変更することとする。(様式第26号関係)

[適 用]

平成23年 4 月 1 日

議案第 1 4 号

小田原市総合文化体育館条例施行規則等を廃止する規則

小田原市総合文化体育館条例施行規則等を廃止する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 3 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会

教育長 前田 輝男

小田原市総合文化体育館条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 小田原市総合文化体育館条例施行規則（平成8年小田原市教育委員会規則第10号）
- (2) 小田原テニスガーデン条例施行規則（平成9年小田原市教育委員会規則第6号）
- (3) 小田原市営プール条例施行規則（平成14年小田原市教育委員会規則第12号）
- (4) 小田原市体育指導委員に関する規則（昭和37年小田原市教育委員会規則第1号）

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

[廃止理由]

小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴い、市長が管理し、及び執行することとなるスポーツ及び文化に関する事務に係る教育委員会規則を廃止する。

[廃止年月日]

平成23年 4 月 1 日

議案第 15 号

校長及び教頭の人事異動の内申について

小田原市立小学校及び中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 3 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 23 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

議案第 16 号

教育委員会職員の人事異動について

小田原市教育委員会職員の人事異動について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 23 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男